

周防大島町告示第7号

平成27年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年2月25日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成27年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

新山 玄雄君

小田 貞利君

松井 岑雄君

久保 雅己君

○3月5日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

魚原 満晴君

平成27年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成27年3月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成27年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第9 議案第11号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第12号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第14号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第15号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第16号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第17号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第18号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第19号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第20号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第21号 周防大島町総合計画策定条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第23 議案第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 周防大島町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第27 議案第29号 周防大島町行政手続条例の一部改正について
- 日程第28 議案第30号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第31号 周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第32号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第32 議案第34号 周防大島町ふるさと創生基金条例の一部改正について
- 日程第33 議案第35号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第34 議案第36号 周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について
- 日程第35 議案第37号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第36 議案第38号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第37 議案第39号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第38 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第39 議案第41号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第41 議案第43号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第42 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第43 議案第45号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第46号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第47号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第48号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第49号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第50号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第51号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第50 議案第52号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第53号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第54号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第55号 周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第56号 周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第9 議案第11号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第12号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第13号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第14号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第15号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第18号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第20号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第21号 周防大島町総合計画策定条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第22 議案第24号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施
 行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に
 ついて
- 日程第25 議案第27号 周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 周防大島町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第27 議案第29号 周防大島町行政手続条例の一部改正について
- 日程第28 議案第30号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第31号 周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第32号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第32 議案第34号 周防大島町ふるさと創生基金条例の一部改正について
- 日程第33 議案第35号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第34 議案第36号 周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について
- 日程第35 議案第37号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第36 議案第38号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
 する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第37 議案第39号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための
 効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

出席議員（15名）

1 番	魚谷 洋一君	2 番	平川 敏郎君
3 番	田中隆太郎君	4 番	広田 清晴君
5 番	荒川 政義君	6 番	中本 博明君
8 番	今元 直寛君	9 番	尾元 武君
10番	平野 和生君	11番	吉田 芳春君
12番	濱本 康裕君	13番	新山 玄雄君
14番	小田 貞利君	15番	松井 岑雄君

16番 久保 雅己君

欠席議員（1名）

7番 魚原 満晴君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君
税務課長	……………	木村 秀俊君	健康増進課長	……………	永田 広幸君
福祉課長	……………	大下 崇生君	介護保険課長	……………	近藤 晃君
公営企業局財政課長	…	木村 稔典君			

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。ただいまから、平成27年第1回周防大島町議会定例会を開会します。

魚原満晴議員から病気療養中の理由により、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、小田貞利議員、15番、松井岑雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月18日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月18日までの15日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について御報告いたします。まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員からの例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月分実施分）の結果の報告について提出されたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望関係については、受理したものはございません。

次に、系統議長会関係では、2月18日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成26年度繰り越し歳出補正予算と、平成27年度歳入歳出予算について協議がなされました。いずれも承認されたところであります。

そのほか、各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で議員各位に御案内をさしあげたいと存じます。

次に、山口県離島振興市町議会議長会の定例会が、同日開催されております。県内では4町のみ組織となっておりますが、人口減少、高齢化等の厳しい環境のもと、医療や福祉、教育等のあらゆる面で地域間格差が拡大しております。生活の安定と福祉の向上を積極的に図る必要があります。離島振興の諸施策の実施について要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

次に、2月23日に柳井地域広域水道企業団議会が、24日に柳井地区広域消防組合議会が開催され、関係議員が出席されております。山口県後期高齢者医療広域連合議会の平成27年度の予算関係資料も届き次第、あわせて議員控室書棚に整理しておきますので、御高覧いただきたいと思っております。

続いて、町人会関係では、1月17日の東京久賀倶楽部へ平川議員が、2月22日の関西橘町人会へ中本議員が、28日の東京たちばな会へは平野議員が出席をいたしました。それぞれの会におきましては、会員との情報交換と親睦の和を広め、その交流の中から、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに責任の重大さを深く感じたことと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでした。

最後になりますが、慶弔に関しましては、本年2月6日付にて全国町村議会議長会長より表彰が行われ、議員在籍27年以上で功労のあった者として、広田清晴議員と荒川政義議員が、議員在籍15年以上で功労のあった者として、魚谷洋一議員、平川敏郎議員、田中隆太郎議員、魚原満晴議員、尾元武議員、小田貞利議員、松井岑雄議員、私、久保雅己が表彰を受けました。私ども、身に余る光栄と存じますとともに、今後ますますの精進を重ね、地方自治の発展に努力してまいりたいと心新たにしているところでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（久保 雅己君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から、施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成27年度当初予算案及びその他の諸案件につきまして御審議をいただくため、平成27年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べさせていただきます、議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

さて、本町は昨年、周防大島町誕生10周年という節目の年を迎え、10月5日の記念式典を初め、さまざまな記念事業やイベントを町民の皆様とともに実施をいたしました。そして今、次なる挑戦への10年のスタートの年であります。

私は、周防大島町の2代目の町長として就任以来、合併当初からの課題であります財政の健全化を第一に掲げ、行財政改革を推進し、それにより生み出された財源で生活関連施設の整備や子育て支援を充実するとともに、農業、漁業と町の固有の財産である豊かな自然や文化との連携を

密にした観光交流人口100万人を目指し、さらには、交流から定住へを合言葉に、幸せに暮らせるまちづくりの実現に向け、職員と一丸となって取り組んでまいりました。

国においては、地方創生を現下の最重要課題と位置づけ、まち・ひと・しごと創生法が制定され、地方創生に向けた地方版の総合戦略の策定が求められるなど、国、地方を挙げて、地方創生への取り組みが本格化いたしております。

合併から10年を経て、これまでのまちづくりの取り組みと成果を振り返り、さらなる発展を期し、今年を地方創生元年と位置づけ、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に、初心を忘れることなく町政運営に邁進してまいりたいと決意をいたしております。今後とも、さらなる御支援を賜りますことを改めてお願いするものでございます。

それでは、平成27年度における重点政策について申し上げます。

平成27年度当初予算と今期会期中に追加提出を予定いたしております国の平成26年度補正予算によります地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した補正予算とあわせたもので申し上げさせていただきます。

最重要課題の第1は、定住対策であります。

昨年、地方創生会議が公表いたしました2040年に消滅の可能性がある896の市町村のうち、山口県内の6市町の中でも最も高い確率で消滅するとされた本町ではありますが、これは、何もしないで手をこまねいていけばとの前提によるものと理解をいたしております。したがって、定住対策のためにやれることは全てやる覚悟で、あらゆる政策資源を投入してまいりたいと考えております。まさに、地方創生総合戦略を掲げる「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守り、地域と地域を連携する」という4本の基本目標達成に向けての施策であります。

これまでの小学校6年生までの医療費無料化を中学生までに拡大いたします。また、子供の健康を守り、保護者が安心して働ける環境を提供するため、ロタウイルスなどの任意の予防接種費用の半額助成を開始いたします。この2件の助成制度は、いずれも県内の市町村ではトップクラスの子育て支援であると認識をいたしております。

小中学生への英語教育の充実に加え、高校生を対象とした語学留学にも新たに支援をいたします。また、若者の定住促進を図るための住宅団地を造成するための適地調査の着手、若手起業家の育成にも取り組んでまいります。

このような新規事業に加えまして、保育所への2人以上同時入所の場合の2人目以降の保育料の無料化、風疹予防接種費用の助成など、町の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような環境づくりに努めるとともに、定住促進協議会を通じての定住への糸口を丁寧に案内す

るさまざまな取り組みなどを引き続き進めてまいります。

第2は、防災安全対策の充実であります。

私は、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、まちづくりを進める上で何よりも大切と考え、これまで防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいりました。

本町は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、瀬戸内海沿岸他市町とともに、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けております。山口県の南海トラフ巨大地震による津波浸水想定において、本町の最高津波水位は、小松港で3.7メートル、到達時間は173分、安下庄港で3.3メートル、到達時間は169分と予測されております。町内における1メートル以上の浸水面積は204ヘクタールと推計されています。こうした津波浸水想定を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、各戸へ配布をすることといたしております。また、近年、台風やゲリラ豪雨により甚大な被害が国内外で頻繁に発生するという状況の中で、町内4カ所の河川に防災カメラを設置し、避難情報の判断材料とするとともに、緊急時には防災情報を広く活用していただくことといたしております。

どのような災害においても、自助である災害への備え、共助である地域の支え合いが必要不可欠であり、被害を少しでも小さくする基本であります。自主防災組織への支援を継続し、公助と連携した自助と共助による自分たちの地域は自分たちで守るという地域のきずなと、防災力強化の取り組みをより一層進めてまいります。

次に、第3として、健康づくりであります。

生涯にわたり、社会に参画し、いきいきと人生を送るためには、年齢にかかわらず、健康で自立した暮らしができることが重要であります。健康は、社会の活力の増進や社会保障費の削減と町民負担の軽減にもつながることから、疾病の早期発見、早期治療にとどまらず、みずから積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど、疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

こうしたことから、健診の受診率を高めるとともに、従来、節目検診でありました歯周病検診について40歳以上の方全てを助成の対象とし、心臓病や肺炎など全身の疾患につながる歯周病予防に新たに取り組むことといたしました。また、地域の食材を使った、ちょび塩メニューの情報発信など、健康づくりに必要な情報の提供を行い、住民と行政が協力しながら健康づくりを推進してまいります。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、決して臆することなく果敢に課題解決に向けて取り組んでまいる覚悟でございます。

さて、平成27年度予算編成につきまして御説明を申し上げます。

我が国の経済は緩やかな回復基調が続いているとされているものの、アベノミクスの効果がま

だまだ中小企業、地方では、実感が薄いものと言われております。このため、平成27年度予算では経済の好循環のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、安全・安心と持続可能な基盤確保を強力に推進するという基本的な考え方により、編成をされたところであります。

地方財政については、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、平成26年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保するという事となっており、また、山口県においては村岡嗣政知事による実質的に初の当初予算編成であり、活力みなぎる県づくりへの挑戦と、国の地方創生の取り組み等と一体的な編成を基本方針とした当初予算が編成されたところであります。

こうした中で、本町の平成27年度当初予算編成をすることとなったところでありますが、先ほども申し上げましたとおり、国の平成26年度補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金が活用できる事業につきましては、一体的な予算と位置づけ、編成を行いましたので、事業概要につきましては、あわせて御説明をさせていただきます。

なお、補正予算につきましては、現在、国県と詳細について調整中でございますので、今期会期中に追加提出を予定をいたしております。

それでは、当初予算案の概要により御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。平成27年度当初予算は、一般会計で140億8,300万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、総額で237億9,699万9,000円、公営企業特別会計では収益的支出で53億4,510万4,000円、資本的支出で9億4,647万円の予算となったところであります。

一般会計では、対前年度比1.7%、2億4,200万円の減額予算となっております。これは、学校の改築や耐震化が完了したことによるものが大きな要因であります。

3ページをお願いいたします。一般会計の歳入の状況であります。町税は景気動向や前年度の課税状況を踏まえ、約13億2,241万2,000円、対前年度比1.2%の減額計上といたしております。

地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、昨年度の実績または地方財政計画等により試算計上しており、地方消費税交付金につきましては、対前年度比45.5%増の2億4,000万円となっております。

地方交付税は0.6%減の80億4,000万円を計上いたしましたが、これに臨時財政対策債4億円を加えた広義の広い意味での地方交付税は84億4,000万円と見込んでおり、対前年度比1.4%の減額となっております。

国庫支出金につきましては5,242万円、前年度比3.6%の減となっておりますが、臨時福

祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、海岸保全施設整備事業補助金等の減額が大きく影響いたしておるところであります。

繰入金は、各基金からの繰り入れであります。財政調整基金から約1億9,000万円、再編交付金を財源に積み立てた、ちびっ子医療費助成事業基金から約1,800万円、観光振興事業助成基金から約1,100万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から約1,300万円、外国語活動推進事業基金から約800万円に加え、ふるさと寄附金を積み立てた、ふるさと応援基金を500万円、CATV加入促進ための基金から約500万円を取り崩すことといたしております。

町債につきましては2億870万円、14.3%減の12億5,110万円の計上となっておりますが、臨時財政対策債のほか教育施設の改修事業への充当が主なものであります。

以上が歳入の状況であります。4ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は14.8%であり、地方交付税や国県支出金、町債といった依存財源に85.2%を頼らざるを得ない状況であります。

さて、5ページは目的別の歳出であります。歳出につきましては6ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

まず、人件費は、対前年度比4,178万円、2.1%の増となっておりますが、これは給与改定、共済費負担率の影響が主なものであります。

公債費につきましては、対前年度比4.8%、1億812万5,000円の減額となっております。

扶助費は約19億6,100万円の計上で、対前年度より2.0%の増となっております。

普通建設事業費は、対前年度比11.4%、約2億2,000万円の減額となっておりますが、久賀中学校改築事業のほか学校校舎の耐震化事業が終了したことが、その大きな要因であります。

平成27年度では約17億1,300万円を計上し、久賀公民館耐震改修事業や明新小学校改修事業のほか、引き続き、橘総合支所整備事業、海岸保全施設整備事業、道路新設改良事業等を実施することといたしております。

補助費は臨時福祉給付金等の影響から、対前年度比6.7%減の約17億1,100万円の計上となっております。

次に、7ページの地方債の状況であります。一般会計におきましては起債残高は約6億1,000万円の減、約185億6,000万円になると見込んでおります。一般会計の起債残高は、合併時の262億6,000万円から約77億円減少することとなります。

8ページには各基金の状況をお示ししております。このたび新たに、まち・ひと・しごと創生基金を設けることといたしました。これは地方創生への本気度を示すもので、本町独自の取り組

みであり、今後、地方創生に向けて最重要課題としての事業を展開するにあたって活用する財源として、4億円の基金をここに確保したところであります。

続いて、主要事業の概要について御説明をいたします。幸せに暮らせるまちづくりのために、5本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものが10ページから掲げてございます。この中で新規事業を主に、その概要を説明させていただきます。

第1に、安心して子供を生み育てられる町、子育て支援等についてであります。

まず、ICT教育推進事業についてであります。学びのイノベーション事業からの展開として、子供たちの情報活用能力の育成を図り、主体的に学習できるようICT教育の環境を充実させようとするもので、少人数の特色を生かした授業改善が図れればと思っております。

世界スカウトジャンボリー歓迎事業は、ことしの夏でございますが、山口県内で開催予定の世界スカウトジャンボリーの地域プログラムとして、本町においても期間中に町内小中学校の児童生徒との歓迎交流行事のほか、地引き網体験や本町周辺の海上クルージングを予定いたしております。

児童クラブ英語講師派遣事業は、これまで英語講師を町内全保育所に派遣し、幼少期から英語になれ親しむ機会を設けてコミュニケーション能力を養っていこうとする事業を実施しておりますが、町内の児童クラブにおいても同様の取り組みを行おうとするものであります。

また、拡充事業の英語教育推進事業では、これまでの事業に加え、新たに小学生対象のイングリッシュキャンプの開催や、小学校への英語講師派遣事業、また小学校が学校教育の中で英語教育へ取り組むことについて支援を実施することといたしております。

11ページになりますが、地方創生関連事業、これは26年度の3月補正予定でございます。地方創生関連事業という項目を別途設けさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、これは国の補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、消費喚起や地方創生の先行的事業として実施するもので、平成26年度の3月補正予算に追加計上し、平成27年度当初予算と一体的に取り組む事業について掲載をさせていただいております。いずれも新規事業でありますので、各事業について説明させていただきます。

子育て世帯応援券配布事業は、子育て世帯の生活支援のため、中学校3年生までの子供に対して1人当たり4,000円の商品券を配布し、あわせて消費喚起を促そうとするものであります。

子育て支援任意予防接種事業は、これまで乳幼児が受ける予防接種の中で、ロタウイルス、B型肝炎ウイルス、おたふくかぜ、水痘の予防接種については任意予防接種ということで保護者の負担に公費助成はされておりましたが、これを軽減し、接種率を向上させることにより子育てを安心してできるようにと費用の半分を助成するものであります。

周産期医療支援事業は、柳井医療圏における周産期医療の受け入れが困難な状況を迎えている

ことから、周東総合病院の周産期医療の受け入れ態勢の充実を図るため、これを支援し、安心して妊娠、出産ができる環境を目指すものであります。

次に、語学留学支援事業についてであります。本町では、保育園児、小中学生、高校生とそれぞれの段階において英語に親しむ取り組みを行っております。御承知のとおり、先般、本町と山口大学は国際総合科学部を中心に包括的連携協定を提携したところであり、同大学と連携し、高校生の語学留学を実施する予定としており、これを支援しようとするものであります。

次に、中学生医療費助成事業であります。本町では、これまで小学校6年生までの子供の医療費は無料としておりますが、さらにこれを拡大し、中学校3年生までの子供について医療費を無料化にしようとするもので、安心して子育てのできる環境の拡充を図ってまいります。

次に、2本目の柱、働く意欲の湧き出る町についてであります。

新規事業として、ハウス施設導入モデル支援事業は、本町の代表的な農産物である柑橘について、需要対応型産地育成事業のメニューにおいてハウス施設を整備することができますが、この場合、農家の負担が非常に大きいということのため、JA山口大島と連携し、その一部を助成することとし、高品質農産物の拡大を図るとともに農業者の経営支援をしようとするものであります。

多面的機能支払事業は、農業や農村が有する国土保全や水源涵養などの多面的機能について、地域の協働活動を支援することによりまして、その機能の維持、発揮を図るもので、地域資源の適切な保全管理や農地の集積を後押しするものであります。

異業種交流エリア整備事業は、現在、旧田布施農高大島分校を山口県から譲り受け、介護施設のほか、異業種交流エリアとして幅広く活用しているところでありますが、さらに利便性や効率性を高めるために進入路の整備や看板設置を行おうとするものであります。

若者定住住宅整備事業は、移住者を含め若者が定住する住宅地の土地確保のため、その適地調査を実施するものであります。定住の重要な条件であります住について、定住意向者のニーズはさまざまであり、定住住宅地として安価に用地を提供することもニーズの一つであるのではないかと考え、調査をすることといたしました。

次に、13ページ、3月補正予定の地方創生関連であります。プレミアム付き商品券の販売を他の自治体と同様に実施する予定であります。本町では2割のプレミアムを添加し、1万2,000円の商品券を1万円で販売するもので、商品券を利用できる事業者は今後募集により行う予定といたしております。

先導的果樹花木導入事業は、耕作放棄地の保全対策とあわせて新たな特産品や観光資源ともなるよう、果樹や花木の植栽を推進するため、これらの苗木の購入費を助成しようとするものであります。

広島送客誘発型広報事業は、御承知のとおり広島は地理的にも地勢的にも観光周防大島の大きな商圏でありまして、これまで以上にさまざまな広告媒体を利用しながら周防大島町の魅力を広島向けに発信していこうとするものであります。

四境の役150周年記念事業につきましては、平成28年には、大島口の戦いから端を発した四境の役から150周年という年を迎えることとなり、こうした史実や史跡または歴史的文化的遺産を関係団体とともに整備し、また町内外に発信していこうとするもので、観光客誘致にもつながっていく取り組みと考えております。

観光施設等Wi-Fi整備事業は、町内の主要観光施設に公衆無線LANを整備し、本町を訪れた観光客に容易に観光情報を提供できる環境を整えようとするものであります。

次に、観光文化資料整理事業ですが、日本ハワイ移民資料館において官約移民以後の移民データを収集整理し、検索するシステムの充実を図るもので、日本人のほか日系外国人の観光ルートになることを目指すものであります。

モデル竹林整備事業は、タケノコの収穫など資源として活用できる環境に整備する取り組みをモデル的に実施しようとするものでありまして、事業化と中山間地域の環境整備を図ろうとするものであります。

続いて、3本目の柱、自然と環境にやさしい町、生活環境の整備についてであります。

前島し尿収集運搬車整備事業は、前島のし尿収集運搬車を更新しようとするものであります。また、公衆トイレ新築事業は、観光地として、そして地域の住環境の整備として公衆トイレの計画的な整備を進めるもので、本年度は日見地区を予定しております。

次に、4番目の晩年を豊かで安心して過ごせる町、保健・福祉・医療・防災に関する事項であります。

まず、防災カメラ設置事業は、町内4カ所の県水位計が設置されている河川に防災カメラを設置し、防災担当部署が常時その状況を把握できる環境を整備することにより、避難勧告や指示をより早急かつ適切に判断できるようにしようとするものであります。また、緊急時には防災情報として地域に提供することも検討いたしております。

行政連絡船かささ丸新造船建造事業は、笠佐島への交通手段として行政連絡船かささ丸を運行いたしておりますが、老朽化も著しく、特に安全性を考慮して、このたび更新することといたしました。

全国健康福祉祭りやまぐち大会開催事業は、第28回全国健康福祉祭ねりんピックであります。これが山口県の引き受けにより10月17日から20日の間に開催される予定であります。本町においては、ふれあいスポーツ交流大会としてアーチェリー競技が陸上競技場において実施されることとなっております。

危険ため池整備事業は、危険ため池とされる古池ため池、これ土居地区であります。この余水吐きを改修することで地域の安全を確保するものであります。

次に、周防大島町地域防災計画策定事業は、災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係る事務事業に関し、地域防災計画として策定しておりますが、新たな災害の想定などを反映したのみに見直すものであります。

次に、16ページの地方創生関連事業についてであります。

津波ハザードマップ配布事業は、平成26年度に大規模地震による津波発生に備えるために、県から示された津波による被害想定をもとに、本町における津波ハザードマップを作成したところであります。これを住民に周知することが重要であり、これを印刷配布しようとするものであります。

次に、ちょび塩、減塩のことではありますが、このちょび塩メニュー作成プロジェクト事業であります。平成25年度から「ちょび塩でおいしく元気に！」をキャッチフレーズに、健康増進計画推進事業として取り組んでまいりましたが、さらにステップアップさせ、地域の食材を使った誰もが調理できる料理を考案し、地元食材を使った健康料理として全国に情報発信をすることを展開していきたいと思っております。

歯周病検診事業につきましては、歯周病やその原因である歯周病細菌が、心臓病や肺炎または糖尿病など多くの疾患を招く要因になるということから、40歳以上の全ての人を対象に歯周病検診の受診費用を助成しようとするものであります。

次に、5本目の柱、次世代に素敵な未来を約束する町についてであります。

まず、周防大島町総合計画基本計画策定事業であります。平成16年10月の合併後、町政運営の基本方針を示すとともに、住民と行政の新たなまちづくりを進めるための根本指針である周防大島町総合計画の終期が平成27年度であることから、これらの指針を示すため、総合計画の見直し策定を行います。

周防大島町男女共同参画基本計画策定事業も同様に計画期間の終期を平成27年度に迎えますので、改めて今後の計画を見直し、策定しようとするものであります。

次に、久賀公民館耐震改修事業であります。久賀公民館は建築基準法に定められた耐震基準を満たしていないということで、今後安心して利用していただくため、耐震改修工事を行います。

旧田布施農高屋内運動場倉庫改修事業は、現在使用されていない屋内運動場を倉庫として改修し、旧椋野小学校に一時保存しております大島歴史民俗資料館の民俗資料と旧屋代小学校に保存しております歴史民俗資料を収蔵し、管理しようとするものであります。

18ページの次世代に素敵な未来を約束する町に係る地方創生関連事業をお願いいたします。

人口ビジョン・総合戦略策定事業であります。これは、これから地方創生に取り組んでいく

ための指針である地方版総合戦略を策定するもので、人口ビジョンをつくることで将来人口を分析し、このたびの地方創生先行型事業も盛り込んだ平成31年度までの5年間の計画をつくり上げていくものであります。

アワサンゴPR事業は、協議会を設置し、保全と資源活用の両面から検討を重ねてきたところであり、PR事業の一環として映像DVDやグッズを作成し、周知と保全に努めていこうとするものであります。

スポーツコミッション事業は、観光客の閑散期である冬の間人工芝グラウンドが2カ所保有する特性を生かし、サザンセト高校サッカーフェスティバルを開催することで大会参加者関係者を招致するとともに、温暖な気候も含めて合宿環境の適地であることをPRし、高校、大学、企業のスポーツ合宿誘致を図るなど、地域スポーツの振興のみならず地域経済の活性化を図ろうとするものであります。

起業家育成事業は、周防大島町の魅力と課題を認識した上で、新しい可能性を見出し、本町ならではの事業計画の立案により町内での起業を促そうとするものであります。

自治体向け移住体験ツアー事業からは、いずれも移住・定住に係る事業を拡充していこうとするもので、自治体向け移住体験ツアー事業は、これまでの移住希望者向けのツアーをアレンジし、自治体職員向けに移住体験ツアーを実施し、参加自治体の戦略スキルアップや本町のPRを行うとともに情報収集に努めようとするものであります。

移住・定住促進事業では、柳井広域の1市4町が構成する協議会において連携して移住・定住に取り組むもので、広島都市圏での移住PRイベントの開催や管内での婚活イベントを共同で行います。

空き家活用事業では、これまで移住者向けの空き家バンク登録推進事業として空き家情報の収集に努めてまいりましたが、登録物件の確保が進まない状況にあるため、今後は地域の住居情報が最も身近にある自治会から情報の提供をいただくシステムを整えていくことといたしました。これにより、地域が移住者の受け入れに関心を持っていただくことも期待をいたしておるところであります。

以上が主要事業の概要であります。

続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告4件、平成27年度各会計当初予算10件、平成26年度補正予算10件、条例の制定、改廃を合わせて19件、町道路線の認定、変更各1件、山口県市町総合事務組合規約の変更、過疎地域自立促進計画の変更、損害賠償の額を定めるものがそれぞれ1件、指定管理者の指定に関する案件12件で、合計60件であります。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることについて、報告第2号から報告第4号までは、工事

請負契約の変更について専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、平成27年度一般会計予算についてであります。

予算総額は140億8,300万円となっております。前年度当初予算比2億4,200万円の減額で、率にして1.7%の減となっております。

議案第2号から議案第10号までは、平成27年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、平成27年度国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から3億2,446万8,000円を繰り入れ、予算の総額は39億7,820万7,000円となっており、前年度当初予算比4億2,290万7,000円の増額となっております。医療費の増高及び保険財政共同安定化事業の制度改正によるものであります。

議案第3号は、平成27年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億6,462万1,000円を繰り入れ、予算の総額は4億2,186万1,000円となっており、前年度当初予算比2,196万5,000円の減額となっております。

議案第4号は、平成27年度介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億5,622万8,000円を繰り入れ、予算の総額は34億1,527万円となっており、前年度当初予算比1,770万円の増額となっております。

議案第5号は、平成27年度簡易水道事業特別会計予算であります。

一般会計から4億583万3,000円を繰り入れ、予算の総額は8億7,048万4,000円となっており、前年度当初予算比4,913万3,000円の増額となっております。

議案第6号は、平成27年度下水道事業特別会計予算であります。

一般会計から2億2,471万2,000円を繰り入れ、予算の総額は5億6,305万6,000円となっており、前年度当初予算比1億7,768万3,000円の増額となっております。久賀・大島地区公共下水道事業の増によるものであります。

議案第7号は、平成27年度農業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から1億9,807万1,000円を繰り入れ、予算の総額は、3億3,638万7,000円となっており、前年度当初予算比907万3,000円の増額となっております。

議案第8号は、平成27年度漁業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から2,622万1,000円を繰り入れ、予算の総額は、3,380万3,000円となっております。前年度当初予算比1,631万7,000円の減額であります。浄化センター改修の事業の完了したことによるものであります。

議案第9号は、平成27年度渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から869万4,000円を繰り入れ、予算の総額は、9,493万1,000円となっており、前年度当初予算比857万2,000円の増額となっております。

議案第10号は、平成27年度公営企業局企業会計予算であります。

収益的予算につきましては、収入合計53億4,582万5,000円、支出合計を53億4,510万4,000円とし、資本的予算につきましては、収入合計を4億9,340万円、支出合計を9億4,647万円とするものであります。

議案第11号から議案第20号までは、平成26年度各会計に係る補正予算に係るものでございます。

議案第11号は、平成26年度一般会計補正予算（第6号）であります。

既定の予算から5億9,885万3,000円を減額し、補正後の予算を147億1,134万5,000円とするものであります。決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第12号は、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から2,016万9,000円を減額し、補正後の予算を36億4,325万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から2,280万5,000円を減額し、補正後の予算を4億2,414万4,000円とするものであります。

議案第14号は、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定の既定の予算から1億525万5,000円を減額し、補正後の予算を33億5,657万6,000円とするものであります。

議案第15号は、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の予算から886万7,000円を減額し、補正後の予算を8億1,523万7,000円とするものであります。

議案第16号は、平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から492万6,000円を減額し、補正後の予算を3億8,466万5,000円とするものであります。

議案第17号は、平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から535万円を減額し、補正後の予算を3億2,563万3,000円とするものであります。

議案第18号は、平成26年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から185万6,000円を減額し、補正後の予算を5,157万4,000円とするものであります。

議案第19号は、平成26年度渡船事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。予算額の補正はありませんが、財源を調整するものであります。

議案第20号は、平成26年度公営企業局企業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において、所要の補正を行うものであります。

議案第21号から議案第39号までは、条例の制定廃止及び改正に係るものであります。

議案第21号は、地方自治法の改正に伴いまして、基本構想の策定義務が削除となりましたので、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定について、議会の議決事項とする条例を制定するものであります。

議案第22号は、子ども・子育て支援新制度において、保育料等の利用者負担額について、政令で定める額を限度として市町村が定めることとなり、条例に徴収根拠を定める必要が生じたことから条例を制定するものであります。

議案第23号及び議案第24号は、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

議案第25号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うための条例を制定するものであります。

議案第26号も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するものであります。

議案第27号は、町立学校の施設整備に要する費用に充てるための基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第28号は、児童福祉法の改正に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第29号は、行政手続法の一部改正により、適正な行政手続制度の構築を図るために条例改正を行うものであります。

議案第30号は、各種委員の廃止、新設に伴い、報酬を支給する委員を改正するものであります。

議案第31号は、所掌事項に教育長の給与を加えるものであります。

議案第32号は、人事院勧告を踏まえ、山口県の人事委員会の勧告に基づいた職員等の給与の改正を行うものであります。

議案第33号は、国保財政の健全化を図り、安定的な保険運営を行うため、国保税の保険税率の改定を行おうとするものであります。

議案第34号は、地方創生への本気度を表明するため、基金の名称を変更するものであります。

議案第35号は、平成27年度から29年度までの介護保険料率等について定めるものであります。

議案第36号は、志佐漁具保全倉庫の使用料を定めるものであります。

議案第37号は、政策空き家となっている町営住宅及び一般住宅を用途廃止するものであります。

議案第38号及び議案第39号は、厚生労働省令の改正に伴い、それぞれの事業の基準等について所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、町道大元線の路線認定について、議案第41号は、町道油宇面田線の路線の変更についてお諮りするものであります。

議案第42号は、山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に柳井市が加入することに伴い、組合規約の変更について議会の御議決をお願いするものであります。

議案第43号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第44号は、損害賠償の額を定めることについて、それぞれ議会の御議決をお願いするものであります。

議案第45号から議案第56号までは指定管理者の指定についてであります。

議案第45号は油宇集会施設、議案第46号は小泊集会施設、議案第47号は日良居保育所、議案第48号はデイサービスセンター福寿苑、議案第49号はデイサービスセンター文珠苑、議案第50号はデイサービスセンター高塔苑、議案第51号は東和在宅老人デイサービスセンター、議案第52号はデイサービスセンター油田苑、議案第53号はデイサービスセンター和田苑、議案第54号はデイサービスセンターしらとり苑、議案第55号は高齢者生活福祉センター和田苑、議案第56号は高齢者生活福祉センターしらとり苑、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、60案件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

この際、5点について行政報告を行いたいと思います。

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について。

1点目は、米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望についてであります。

昨年8月26日、KC-130空中給油機15機が、SACO合意以来18年目にして岩国基地への移駐が完了し、岩国基地に係る米軍再編は大きな節目を迎えました。

その一方で、日米間では厚木基地の空母艦載機59機が岩国基地に移駐することが合意されており、移駐等に伴い必要となる施設整備の全体工程を日米間で見直しをした結果、移駐が可能と

なる時期は、2年後の平成29年ごろになる見込みと国から説明を受けております。

町といたしましては、空母艦載機の移駐に対しましては、外交・防衛政策に責任を有する国の意思が閣議決定として示されたことを踏まえ、これに一定の理解を示した上で、国土の防衛と地域住民の安心・安全とが両立できますよう、諸課題の解決に向け、取り組んできたところであります。

これまで騒音問題を初めとした安心・安全対策や地域振興に関し、町単独で要望してきたほか、特に重要な課題につきましては、県や地元市町で構成する山口県基地関係县市町連絡協議会を通じて要望してまいりましたが、日米合意されている空母艦載機の移駐予定時期が2年後に迫る中、ここは諸課題の解決に向けた取り組みを一段と強めていく重大な局面と考えております。

つきましては、これまで口頭等で国に要望してきた安心・安全対策と地域振興策について改めて整理をし、去る1月30日に国に対して要望書の形に取りまとめ、提出したところでございますので、その旨御報告いたしますとともに、議員各位におかれましても何とぞ御理解と御協力をお願いを申し上げます。

町有施設及び町有地における太陽光発電システム設置運営事業者の決定について御報告いたします。

昨年の9月定例議会で行政報告を行いました町有施設及び町有地への太陽光発電システム設置運営事業者を公募いたしましたところ、町外から町有施設には3事業者、町有地には2事業者から企画提案書が提出されました。

副町長、教育長、公営企業管理者、各部長及び総合支所長からなる周防大島町地球温暖化対策実行計画推進本部員により提出された企画提案について、慎重なる審査を行った結果、広島市の株式会社ウエストエネルギーソリューションが町有施設及び町有地への太陽光発電システム設置運営事業者に決定いたしました。

同社の提案では、発電規模——最大出力ですが——これが、町有施設では、大島庁舎を含む30施設で989キロワット、町有地では、小松教職員住宅跡地を含む3カ所で180キロワット、年間発電量の想定は町有施設及び町有地の合計で1,250メガワットアワーとなり、一般家庭の約290世帯分の消費量に相当するものとなっております。

また、同社から災害発生時に非常用電源として、町が無償での活用と大島庁舎を含む3施設への蓄電池の設置等の提案もありました。

なお、町有施設の貸付面積は6,880平方メートル、町有地への貸付面積は1,297平方メートル、賃借料は、町が示した下限の1平方メートル当たり72円を上回り、町有施設及び町有地の両方とも1平方メートル当たり275円で提案されました。そして、賃貸借期間は、太陽光発電システム建設から事業終了後の解体までの21年間となっております。

新聞や町広報等でも御承知と思いますが、去る1月9日に町と同社で協定書を締結し、現在設置工事に向けて同社と中国電力で協議中ですが、協議が整い次第、土地賃貸借契約書の締結をすることにいたしております。

続いて、志佐漁具保全倉庫の火災について御報告をいたします。

志佐漁港内で建築中であった志佐漁具保全倉庫が平成27年1月29日の午後9時20分ごろ発生した火災で半焼をいたしました。

この倉庫は、大島町漁業協同組合からの要望によりまして、全8室、建築面積148.8平方メートルを計画し、指名競争入札で落札しました平川建設株式会社が平成26年11月から工事に着工いたしておりましたもので、火災発生時には完成目前の状況でございました。

出火原因は現時点で警察当局からは公式の発表はありませんが、新聞報道などによりますと、「柳井署は不審火の可能性もあると見て調査中」とされております。

火災後の対応といたしましては、工事受注者と工事管理業務を委託しております株式会社西部設計と町の3者で柱などの構造材の安全性の調査、確認をした結果、全8室中、北側から3室を解体、4室目は、梁より上の屋根組を解体し、再建築といたしました。

当初の工事請負契約において、完成期日を2月13日といたしておりましたが、火災後の再建築について工事受注業者と協議を重ねた結果、今年度中の完成に向けて努力をしていただくということで、3月31日までに工期を延長し、ただいま工事を進めているところでございます。

4点目は、町営渡船前島航路、ここの前島浮き桟橋での負傷に係る損害賠償請求訴訟についてであります。

平成26年12月24日に広島市南区堀越3丁目5番3号在住の藤井眞由美氏が、周防大島町を相手として、「町営渡船前島航路」前島浮き桟橋施設上で転倒、負傷したことに対する損害賠償請求訴訟を広島地方裁判所に提起いたしましたので、その経過について御報告をいたします。

町営渡船前島航路前島浮き桟橋での事故は、平成24年12月27日午前7時30分ごろ、当時前島居住であった藤井眞由美氏が午前7時35分発の久賀行き船舶に向かう桟橋施設上で足を滑らせて転倒し、左足首を骨折したものであります。

訴状によれば、桟橋連絡橋上には滑りどめの機能を有する横木が設置されていたものの、浮き桟橋と接合する部分に設置された段差解消スロープ板には滑りどめの横木が設置されておらず、さらに連絡橋と浮き桟橋との段差解消スロープ板の幅が十分な広さで設置されていなかったため、重大な骨折になった。これは公の営造物である桟橋の設置もしくは管理に瑕疵があり、損害を被ったものであるから、国家賠償法第2条に基づく損害賠償の責任を町は負うものとしております。

その内訳は、診療費9万5,986円、入院雑費9万7,500円、治療期間中の休業損害

864万8,584円、入通院慰謝料122万円、後遺症慰謝料290万円、逸失利益370万8,121円の合計1,667万191円から、自身の保険による給付金136万3,360円を差し引いた1,530万6,831円の損害金額に弁護士費用153万円を加えた1,683万6,831円の損害賠償金と、受傷した平成24年12月27日から支払い済み額に民法所定の年あたり5分を乗じた遅延損害金の支払いを求めるとしております。

町といたしましては、浮き桟橋施設上で足を滑らせ転倒、負傷したことは、本人の不注意による事故に過ぎず、国家賠償法第2条に定める公の営造物の設置または管理の瑕疵には該当しないと判断し、広島地方裁判所に提訴された裁判事件として係争することといたしました。

裁判に伴う町の弁護士費用115万7,895円につきましては、予備費を総務管理費の顧問弁護士委託料に充用し、対応いたしております。

なお、今後の係争に係る議会への御説明は、必要に応じ報告させていただきたいと存じますが、御理解をいただきたいと思います。

5点目の教育委員会制度の改正及び中学校統合に係るアンケート調査について行政報告をいたします。

まず、教育委員会制度の改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、本年4月1日より施行されます。

今回の改正は、平成23年11月に発生した大津市のいじめ事件を契機に、いじめ等の問題に対し、従来の教育委員会が迅速に対応できていないことや、教育委員会の責任者が教育長なのか教育委員長なのか判然としないことなどが問題化したことなどを背景とし、平成25年4月に設置された教育再生実行会議からの提言、中央教育審議会の答申及び政府与党間のたび重なる調整を経て改正法案が取りまとめられ、平成26年6月の通常国会において成立したものであります。

今回の主な改正点は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、町長と教育委員会の協議、調整を行う「総合教育会議」の設置及び首長による教育に関する「大綱」の策定、この4点であります。

改正法は、60年ぶりの教育委員会制度の改正とされ、執行機関として教育委員会を存続するかどうかという点を中心に議論された結果、最終的に教育委員会は従来どおり執行機関として存続されましたが、首長が直接、任期を3年とする特別職の身分に特化した新教育長を任命することや、新教育長が従来の教育委員長の権限をあわせ持つことにより、責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築が図られることとなっております。

また、教育委員会を執行機関として残すことにより、政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、総合教育会議の設置や大綱の策定により、首長と教育委員会という両執行機関の調整を図ることにより、首長の影響力を従来より強めることとなっております。

なお、改正法の施行は本年4月1日ではありますが、新教育長の設置及び教育長へのチェック機能の強化に関する規定は、施行の際、現に在職する教育長が引き続き教育長として在職する間は、任期中は、適用しないということになっております。

以上の法改正の施行により、本町教育委員会に関する条例について必要となる条例廃止、改正及び制定について、2件の条例案にまとめて本議会に提出していますので慎重なる御審議をお願いしたいと思います。

次に、中学校の統合に関するアンケート調査の実施について御報告いたします。

本町の中学校の統合につきましては、合併後、教育委員会において、小中学校保護者への説明会やアンケート調査結果及び学校統合問題懇談会等の結果を受けて、小中学校統合問題推進協議会の答申に基づき、「周防大島町中学校統合方針」を作成し、これにより、平成21年4月に第1段階として、情島中学校を除く他の8中学校を4中学校に統合したところであります。

また、この中学校統合方針では、「その後、各学年が100人を切る平成29年に、全中学校を1校に統合して、学級数では9学級、生徒数で約280人となる新中学校の開校を目指す」ということになっております。

このため、来年度において、小中学校生徒児童及び就学前の幼児を含む保護者、中学校生徒、中学校教職員及び小学校を含む学校運営協議会の構成員に対しまして、中学校統合問題に関するアンケート調査を行うことといたしております。

この調査を行うに当たり、現中学校の今後の生徒数の見込み、現在のいずれの中学校を1中学校にした場合の学級数、各学校別通学時間の見込みや必要となる学校施設整備について情報提供を行い、その上で関係者の意向を把握する調査とする予定であります。

なお、本年1月、文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を公表し、60年ぶりに基準を改正しておりますので、この基準について提示するとともに、あわせて小学校の統合に関する意向についても聴取し、今後の学校運営の参考とすることといたしております。

また、教育委員会制度の改正により、来年度から総合教育会議を設置することとなっておりますので、この会議において、この統合問題についても協議し、私、町長と教育委員会の調整を図っていきたいと考えております。

以上、5点の行政報告をさせていただきました。施政方針、提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、施政方針並びに議案の説明・行政報告を終わります。

先ほど、諸般の報告で、山口県議長会定例会での平成26年度歳入歳出繰越予算と申し上げましたが、補正予算でありますので訂正いたします。

10時55分まで。

午前10時44分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

.....
日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告から、日程第8、報告第4号工事請負変更契約の専決処分の報告までについて執行部の報告を求めます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号から第4号までの専決処分の報告4件について御説明をいたします。

まず1ページ、2ページの報告第1号でございますけれども、平成26年12月30日に、周防大島町大字土居の日良居グラウンド付近において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、1月14日に、地方自治法180条第1項の規定に基づき専決処分により処理をさせていただきますので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

この事故は、大字土居地内の日良居グラウンド付近において、町内在住の嶋中正満氏が自転車で走行している際に、グラウンド出入りロネットを束ねるロープが緩んでいたため突風にあおられたネットが顔面に当たり、かけていたメガネを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は1万3,300円で、既に示談書を交わしており、全国町村会総合賠償補償保険より、1月21日に支払い済みでございます。

次に、3ページ、4ページの報告第2号でございますが、平成26年度橘総合支所建築工事につきましては、株式会社神田建設と請負契約を締結し、工事を施工いたしました。

その結果、想定地盤より低いことが判明したため、盛り土の追加や建物建築位置にコンクリート製の埋設障害物が見つかったことによる撤去、事務スペース内の床面をOA仕様に変更するなどの施工内容に変更が生じました。

つきましては、原契約5,994万円に219万240円を増額した6,213万240円とする請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理をさせていただきます。

次に、5ページ、6ページの報告第3号でございます。

平成26年度橘総合支所電気設備工事につきましては、株式会社大島電機と請負契約を締結し、工事を施工いたしました。

施工中に、電力会社との協議により、構内柱及び幹線の仕様変更等があったほか、照明器具の増設、たちばなケアプラザからの警報線の接続や屋外コンセントボックスの追加などの施工内容に変更が生じました。

つきましては、原契約5,497万2,000円に92万1,240円を増額した5,589万3,240円とする請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理をさせていただきました。

次に7ページ、8ページの報告第4号でございます。

周防大島町立明新小学校特別教室棟耐震改修工事につきましては、平川建設株式会社と請負契約を締結し、工事を進めております。

この度、外壁の施工数量調査により、外壁補修工事のモルタル打ち放し面の施工量の増加やトイレ改修工事の掃除用具入れの取りかえを3カ所追加するなどの内容変更が必要となりました。このため、請負代金を283万3,920円増額した5,055万9,120円とする請負変更契約について、2月12日に専決処分により処理をさせていただきました。

以上、4件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、執行部の報告を終わります。

日程第9. 議案第11号

○議長（久保 雅己君） 日程第9、議案第11号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第11号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から5億9,885万3,000円を減額し、予算の総額を147億1,134万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なもの

でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

1 1 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1 款町税 2 項固定資産税は、滞納繰り越し分の歳入見込み額の増による増額計上でございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算への対応として、普通交付税調整額の復活による増額計上でございます。

1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料につきましては、各施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額 1 4 1 万 2, 0 0 0 円の減額計上でございます。

1 2 ページ、2 項手数料につきましては、不燃ごみ処理手数料の実績見込みによる 3 0 万円の増額計上でございます。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みによる総額 2, 3 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額計上となっております。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金、2 目民生費国庫補助金及び 1 3 ページの 3 目衛生費国庫補助金につきましては、事業の確定もしくは精算見込みによる調整によりそれぞれ減額計上を行っております。

4 目農林水産業費国庫補助金、5 目土木費国庫補助金は、事業採択による減額及び入札減により減額計上を行っております。

6 目消防費国庫補助金、7 目教育費国庫補助金につきましても、精算見込みによる減額計上でございます。

1 4 ページ、1 4 款県支出金 1 項県負担金も同様に、事業確定もしくは精算見込みによる調整でございますが、生活保護費負担金は居住地がない等の被保護者の保護費の県負担分による増額計上となっております。

2 項県補助金につきましても、事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっておりますが、2 目民生費県補助金は重度訪問介護等の利用促進に係る支援事業として、重度訪問介護等市町村支援事業補助金 7 0 4 万 3, 0 0 0 円を新規に計上しております。

1 6 ページ、3 項県委託金は、各委託金の確定による調整となっております。

1 5 款財産収入 1 項財産運用収入は、入居者数の減による教員住宅使用料の減及び各基金の利子の調整に伴う 7 1 万円の増額計上でございます。

また、1 7 ページ、2 項財産売払収入 1 目不動産売却収入は、法定外公共物の売却による 2 0 万 5, 0 0 0 円の増額、3 目生産物売払収入は、実績見込みによる太陽光発電余剰電力売払収入 1 1 万 9, 0 0 0 円の減額計上でございます。

16款寄附金は、増額が見込まれますふるさと寄附金について318万5,000円の追加計上でございます。

17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の今年度の繰り入れを行わないこととし、ちびっ子医療費助成事業基金、福祉医療費一部負担金助成事業基金、18ページのCATV加入促進事業基金及びふるさと創生基金につきましても、それぞれ事業の精算見込みにより繰入金の調整を行っております。

19款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金がなかったことによる減額計上となっております。

また、4項雑入は、学校給食収入等の精算見込みによる減額及び福祉医療費高額払戻、ごみ収集袋売りさばき代金、19ページの入札減による患者輸送車購入負担金、生活保護法第63条による、返還金等の実績または実績見込みによる調整が主なものでございます。

20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みによる調整を行い、2億4,600万円を減額計上しております。

続きまして、21ページからの歳出につきまして、主なものの御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、議会運営経費の委員会視察等の実績見込みによる減額計上でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、行政一般経費について、主に職員の健康診断の実績による減額及び橋総合支所建設事業費について入札減により3,845万3,000円の減額計上でございます。

また、22ページ、2目文書広報費、3目財政管理費は、精算見込みによる減額。

5目財産管理費は、主に各基金の利子の積み立ての調整及び財政調整基金へ1億2,297万3,000円を積み立てることによる増額計上であります。

23ページ、6目企画費の企画一般経費は、旧田布施農高進入路整備事業の一部繰延による減額、24ページ、ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みによる積立金の増額計上を行うものでございます。

7目支所及び出張所費につきましては、旧橋庁舎解体に伴う廃棄物処分に係る手数料の実績見込みによる減額。

8目電子計算費は、情報系コンピュータ端末導入に係る入札減により減額計上となっております。

9目地域振興費につきましても、不用額の調整による52万1,000円の減額計上となっております。

2項徴税费1目税務総務費は、還付加算金の実績見込みによる増額。

25ページ、2目賦課徴収費は、基幹系コンピュータ端末導入に係る入札減により減額計上となっております。

4項選挙費3目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費は、事業費確定による減額。

26ページ、5目県議会議員選挙経費につきましては、事業費内での支出科目の組みかえでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、主に東和在宅老人デイサービスセンター改修事業の入札減及び臨時福祉給付費の精算見込みによる8,410万4,000円の減額計上となっております。

27ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援事業を始めとする各障害福祉サービス等の実績、もしくは実績見込みによる調整を行っております。

29ページ、3目老人福祉費につきましては、主に生きがい活動支援通所事業の実績見込みによる減額及び緊急通報システムの使用台数の見込み減による567万6,000円の減額計上でございます。

30ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、子育て世代臨時特例給付金事業の精算見込みによる315万3,000円の減額計上となっております。

31ページ、2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより812万円の減額、3目母子福祉費は、主に児童扶養手当の実績見込みにより1,114万2,000円の減額計上を行っております。

32ページ、4目保育所費は、主に久美保育所の緊急修繕に必要な経費として59万5,000円の増額、5目保育所運営費については、実績見込みによる377万5,000円の減額となっております。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、実績見込みによる福祉事務所の嘱託医の報酬の調整、2目扶助費は、居住地がないなどの被保護者の保護費の県負担金増額等により財源の調整を行っております。

33ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、臨時職員賃金の実績見込みや患者輸送車購入に係る入札減、妊婦健診の実績見込みにより437万5,000円の減額計上となっております。

2目予防費は、がん検診、予防接種事業の精算見込みによる1,152万9,000円の減額計上でございます。

34ページ、3目環境衛生総務費につきましては、安下庄公衆トイレ新築工事に伴う入札減による減額、また合併浄化槽設置事業において実績見込みでの調整により1,311万8,000円の減額計上でございます。

2項清掃費2目じん芥処理経費では、ごみ袋や水質検査、ダンプトラックの入札減により1,160万3,000円の減額計上となっております。

35ページ、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、機構集積支援事業の補助対象額の減額により財源調整を行っております。

また、3目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業は、36ページの応募者減による大島農業担い手就農支援事業や新規就農者確保事業の減額、特産対策事業は、事業費の確定による需要対応型産地育成事業の減額等により1,438万9,000円の減額計上となっております。

37ページ、5目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業の精算見込みによる減額、団体営ため池等整備事業の完了による減額により3,119万7,000円の減額計上を行っております。

38ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、内海東部地区水域環境保全創造事業や、ニューフィッシャー確保育成推進事業の精査による減額、3目漁港管理費は、入札減による減額計上でございます。

また、4目海岸保全事業費は、国への予算要求に対し交付決定が減額となり、追加交付もなかったことから、事業費の精算を行い1億4,785万7,000円の減額計上となっております。

39ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、商工振興事業の中小企業勤労者小口資金貸付金がなかったことによる減額、40ページの竜崎温泉管理運営経費の回数券利用者減による利用者負担金の減額、また、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費の設計監理業務の執行減により661万7,000円の減額計上を行っております。

40ページ、3目観光費の観光一般経費は、広域観光キャンペーンや空港キャンペーンの精査による普通旅費等の減額、41ページ、公園等管理経費は、海浜公園施設使用料増額による片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料を追加しております。また、やしろ郷ふれあいの里事業及び星野哲郎記念館管理運営経費は、不用額をそれぞれ減額計上しております。

42ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、住宅リフォーム資金助成事業補助金の精算見込みによる減額を行うものでございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、主に測量設計業務の精査による減額を、2目道路新設改良費につきましては、各路線の事業費精算による減額を行っております。

43ページの3項河川費2目河川建設費は、県事業負担金を精算見込みにより減額計上をするものでございます。

44ページの4項港湾費1目港湾管理費は、弁天地区埠頭交付金の追加による財源調整、2目港湾建設費は、県事業の精査や事業未執行による負担金の調整による減額。

45ページ、5項都市計画費は、県事業の精査による減額計上でございます。

また、6項住宅費は、公営住宅の屋根防水工事の入札減に伴い800万円を減額計上しております。

8款消防費1項消防費3目消防施設費は、購入面積の精査による土地購入費の減額、4目災害対策費は、主に耐震診断の実績による減及び備品購入費の入札減により調整を行っております。

46ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、教育総務経費につきまして旧沖浦中学校の用地買収面積の精査による減、教職員住宅管理経費は、平野教員住宅の緊急修繕に必要な経費を追加計上しております。

また、学校教育経費につきましても、実績及び実績見込みによる不用額の減額計上を行っております。

47ページ、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校管理事務局経費では、島中小学校ほか2校の耐震補強の工事監理業務及び工事費の入札減、スクールバス管理運営経費は運行業務の入札減により6,233万7,000円の減額計上となっております。

48ページ、2目教育振興費は、就学援助費の実績見込みにより110万円の減額計上を行っております。

3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校管理事務局経費で、精算見込みによる光熱水費や通信運搬費の減額、49ページ、久賀中学校改築事業経費は、工事請負費等の入札減により3,403万5,000円の減額計上でございます。

また、2目教育振興費においても、就学援助費の実績見込みにより120万円の減額計上を行っております。

4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、社会教育振興経費では、県全体での調整による派遣社会教育主事負担金の減額により40万円の減額計上となっております。

50ページ、2目公民館費につきましては、久賀公民館耐震事業の設計業務についての入札減及びその他の経費の精算見込みによる減額を行うもので、78万円の減額でございます。

また、5目社会教育施設費につきましては、文化センター屋根塗装改修工事の入札減により510万円の減額計上となっております。

5項保健体育費1目保険体育総務費及び51ページの2目体育施設管理費につきましても、各経費の精査による減額計上でございます。

52ページ、3目学校給食費につきましては、主に給食数減に伴う、賄い材料費等の減により99万9,000円の減額計上でございます。

53ページ、11款公債費1項公債費1目元金につきましては、10年ごとの利率見直しに伴う146万3,000円の増額計上を、また、2目利子は、実績見込みの長期借入金利子885万6,000円の減額計上を行うものでございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額4,889万8,000円の減額計上となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページに返っていただきたいと思っております。

7ページは、地方債の補正についてでございます。農地債、水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 一つは、財政調整基金について聞きます。

御承知のように新年度当初予算説明資料の中に、基本的には、年度末残高はあります。それで今回の、いわゆる補正の入りと出、これを足した額、2億円を超えと思いますが、その金額について、まず報告をお願いしたいというふうに思います。これが1点目です。

それと今回、歳入のほうで、そんなに金額的には交付税の補正は697万3,000円と少ないわけですが、実際的には、先ほど奈良元部長のほうで報告されましたが、非常に聞き取りにくい部分があったので再度、答弁を求めておきたいというふうに思います。

特殊な事例で、この時点で普通交付税のいわゆる補正というふうに私も覚えておりますので、その部分について聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳入のほうで大きく変わっておる分が星野哲郎記念館入館料、この減額145万円です。それで毎年のように星野哲郎記念館については、なかなか思うように利用者、入館者がふえないということで報告を受けておりますが、実態として何人ぐらい、当初と比べてどのぐらい落ちているのか、使用料関係で金額的には145万円ということではありますが、人数的にどういう状況なのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、歳出のほう見ておきたい、質疑をしておきたいというふうに思います。

歳出の特徴は、先ほど部長が補足説明したように、大きい分としては入札差、そして事業関係では港湾に代表されるような、一般的に言う、いわゆる予算要望をしたが当初予算ほど組まなかった、配分がなかったというのが大体の説明であります。

そういう中で、一、二言っておきたいというふうに思いますが、議員も間違えたら、感覚的に間違えたらいけん、私も間違えたらいけんので再度聞いておきたいというふうに思いますが、総務費一般管理費で、橋庁舎整備事業費、工事請負費が3,100万円、これは入札残、入札で落ちた分だというふうに思われますが、この部分で、いわゆる、くくったのかどうなのか、橋現庁

舎と同年度行われた日良居の庁舎部分と、工事で、ここで、くくったのか、いわゆる入札減をくくったのかどうなのか、それを報告を求めておきたいというふうに思います。

それと次に、所管課は民生のほうになりますが、昨年度の消費税が8%になることに対応する部分として臨時福祉給付金事業、これはページの的には27ページになりますが、かなり大きいわけです。

じゃけえ、言葉の上では精算ということになるかもわかりませんが、当初、予算をつくる時にはまだ確定がしてない、いわゆる所得状況が確定してない。そういう中で予算を組まれたと思うんで、かなりこの部分で差が出たんじゃないかと、これは予測がつかます。

こういう感じで、実際的に、当初1万円分、そして加算分、これは5,000円ですか、これでそれぞれが当初見込みと、いわゆる補正時点での実績ですね、これがどのくらいの数なのかという報告を見ておきたい、答弁を求めておきたいというふうに思います。

これはかなり金額的に7,200万円と大きいんで、報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、30ページを見てください。

緊急通報システム使用料の減額がありますが、今年度末で緊急通報、何カ所といたしますか、何セットの状況なのか報告を求めておきたいというふうに思います。

それと今度はあの――、次に36ページちょっと見てください。ちょっと大きいのが特産対策事業、この中で需要対応型産地育成事業、これが999万4,000円と不用額が大きいんですが、これは事業そのものが、ぐっと当初よりも少なかったのかどうなのか、それもちょうと報告を求めて、中身としては、聞いておきたいというふうに思います。

それと、2,640万円の農道保全対策事業も2,600万円と大きいので、担当課のほうから説明を求めておきたいというふうに思います。

次に38ページ見てください。

海岸保全事業費ということで、これが先ほど言った、国が、配分が下がって、いう部分で、海岸保全事業が1億4,785万7,000円ということになっております。

これは当然、一部はいわゆる入札残の、ここで言ったら、いわゆるプラス部分があると思うんで、その辺がいわゆる国庫分だけではないと思うんで、配分はこのくらいでありましたと、これは引き算すればできるんですが、配分はこのくらいでしたと、そういう中で実際やった部分がこのくらいですと、そういう中で、入札残がどのくらいありましたという部分の報告を所管課のほうに求めておきたいというふうに思います。

次に42ページ、住宅リフォーム助成事業補助金、若干残しているかどうかわかりませんが、一応600万円の減額ということになっております。

これが今年度が4年目になると思いますが、実際的に、件数やら報告をやっぱり求めておきたいと、新年度当初で残念ながらゼロということになっておりますので、あわせて私はかなりのこの間の効果があったし、そして、また利用度もあったという立場ですから、その分の実績を含めて報告を求めておきたいというふうに思います。

御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、財政調整基金の関係の御質問をいただきました。今回の財政調整基金の出入りといいますか、という御質問ですけど、まず、利子を74万円、これ積み立てることにしています。それから積み立ての1億2,223万3,000円、それから取り崩しの減、これが1億83万5,000円という内訳でございます。

それから、あわせて2億2,380万8,000円の積み立て、財政調整基金の増ということでございます。それから、トータルの金額ですけども、トータルの金額が48億3,099万7,000円の見込みでございます。

それから、交付税の御質問いただきました。

これは当初の決定事なんですが、交付基準額に調整率、これは細かい数字なんですが、0.000792444という調整率を掛けて交付が決定されておりました。

このたび、景気回復等々で税収も上がったというようなことで、国が補正予算として、先ほど申しましたような地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策ということで、この調整率を復元させたということで、その復元分が697万3,000円あったということでございます。

それから、橘庁舎の工事の入札減ですけども、これは橘庁舎と日良居庁舎分も合わせたもので、橘庁舎が2,100万円の減、日良居庁舎分が1,000万円の減、トータル3,100万円の減ということでございます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 27ページの臨時福祉給付金の事業についてですけども、1万円の支給対象者を当初1万207人を見込んでおりましたが、実績見込みとしては、5,361人で4,846人の減となっております。

また、5,000円の加算対象者ですけども、当初8,876人を見込んでおりましたが、実績見込みとして4,005人となっております。

それと緊急通報装置の設置台数ですが、延べで2,382台です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 数点の御質問をいただいております。

まず、3番目のありました星野哲郎記念館の入館者数の数字でございますが、星野記念館の入

館者数につきましては、当初1万8,000人を見込んでおりました、当初予算774万円を計上しておりました。

その中で、26年度の実績が出てまいりまして、4,700人減で629万円を歳入見込みといたしまして、26年度の入館者数を1万3,300人と見込んでおります。その歳入が145万円の減としております。

次に、農道の整備事業でございますが、これは精算見込みでございますので、それは県事業としての通知によりまして減額をしております。

次に、海岸保全の1億4,000万円の減額につきましてでございますが、先ほど説明もありましたように、国からの割り当てによりまして、町としては減額となった次第でございます。

その内訳につきましては、施設事業名で説明いたしますと、和田漁港の小泊につきまして工事費が3,523万1,000円、和田地区の測量試験費として2,426万4,000円でございます。

次に、白木漁港の船越離岸堤の工事費が2,305万4,760円、船越が工事費2,291万1,164円、外入の工事費が4,233万1,680円、漁港計で8,800万円、安下庄の測量試験費が926万3,000円で、その他、合計しまして、1億5,705万6,884円が配分されたところでございます。その差額につきまして、今回減額をさせていただいております。

次に、住宅リフォームでございますが、住宅リフォームにつきましては、平成23年度から実施をいたしておりまして、23年度の交付件数が194件、助成額が1,216万6,000円、24年度が交付件数287件で、助成額が1,723万5,000円、25年度が242件で、助成額が1,588万5,000円で、26年度、今年度でございますが、12月25日に締め切りをいたしまして、交付件数が186件、助成額が1,184万5,000円となっております、当初予算からその助成額を引いたものが今回の減額補正となっております。

今後の、いいですか、以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点が、緊急通報システムの状況ですが、先ほど、部長のほうで2,000何がしということで報告されました。

それで、実質これは、12で割った数ですか、というのが実際的な設置台数ですね、大体今までが周防大島町全体で200台前後になっちょらせんかと、私も今ごろろ覚えになって非常に申しわけないんですが、200台前後じゃないかというふうに思いますが、今、設置台数のほうは何世帯くらいに設置しておりますというのは資料としてありますか。あつたら答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 198世帯でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 特産対策費が抜けておりました、済いません。

特産対策費につきましては、JA山口大島から要望がありましたものをうちとしては計上しておりますが、その中で年度末を控えて最終的な実施の見込みが参ってまいりました。

その中で補正をしたものでございますが、防風、防鳥施設が当初370万円が補正、今回220万円程度で減額しております。園内作業道が補正前180万円の要望に対して、実施が110万円、灌水・新植が699万円が同額の実施しておまして、これ結局モノレールの物が結局出来なかったということで、これが全て未実施ということで999万4,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 24ページであります。ふるさと応援事業、ふるさと応援基金積み立て金318万5,000円の中に、プレミアムつき商品券発行事業が入っているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） プレミアムつき商品券の御質問でございます。

これは、先ほど町長が申し上げましたとおり、今期会期中のまた補正予算で追加提出させていただきたくてございますので、その予算は入っておりません。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 先ほど、臨時福祉給付金のことについて説明をいただいたんですが、若干、約半分くらいの見込み、ちょっと違ってたという形であったんですが、逆に、その確定された方の中で何%の方がいただきに來られたか、かつ、子育て世代臨時特例給付金というものもあるんですね、31ページのほうですけど、これに関しては243万円ぐらいの減額になっておりますが、ある程度見込みの数字というのは狂いはないところじゃないかなと思うんですけど、やはり該当者がいただきに來られなかったということで理解していいんだろうかどうか、その辺のところ一応確認入れてもらいたいんです。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 済いません、臨時福祉給付金の件で、ちょっとよく聞こえなかったんですが。

○議員（9番 尾元 武君） ああ、済いません、福祉給付金のほうですね。

該当の中の、該当者ですね、だから給付をいただける方、その中で何%くらいの方がいただきに来ていらっしゃるんだらうか。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 申請者数が5,479人、うち支給者というのが178人というのですが、当初、1万207人見込んでおりましたのは、市町村民税均等割非課税世帯を8,876人と見込んでおまして、それに安全率、国の示す安全率を1.15掛けて1万207人というのを出してきております。そのうち、5,361人見込みということになっております。

○議員（5番 荒川 政義君） 議長、暫時休憩してください。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 済みません。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。大下福祉課長。

○福祉課長（大下 崇生君） 予算上は、1万円の支給対象者につきましては、8,876人の非課税者に安全率であります15%掛けた1万207人を計上しておりましたが、実際に申請書を発送いたしましたのは6,821人に対して申請書を発送しています。その場合も、実際に申請してきたのは5,497人で、またあの不支給者もおりますので、それを差し引きますと、約80.58%の申請率となります。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） それともう一点、子育て世帯の臨時特例給付金につきまして、これに関しては、申請書もちろん出されたことと思うんですけど、それに対してやっぱりいただきに来られなかったから、こうして減額になったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（久保 雅己君） 大下福祉課長。

○福祉課長（大下 崇生君） 子育て世帯の一時保険給付金につきましては、26年度1月分の児童手当の受給者が対象になります。それで当初予算につきましては、その対象者に安全率を15%ほど見込んでおりますので、1,250人を含んでおりましたが、実際には申請者1,056人ほどいらっしゃいまして、申請書発送したのが1,056人で、実際に申請してきたのは1,006人となります。だから、50人ぐらいやっぱり、申請してこなかった人がおるといふことであります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 3番田中です。11ページの町税、固定資産税で滞納繰り越し分

が450万円補正がかかっておりますが、これの人数をひとつお願いします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 濟いません、人数についてはちょっと手元に資料ございませんけども、滞納分徴収対策班がしっかり徴収に回っての結果、予算、当初予算よりは増額計上になったということでございます。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 努力してこうなったという答弁でございますが、ちょっと人数の方も、あと資料をひとつお願いします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 申しわけございません。後ほど人数を御報告させていただきます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

日程第13. 議案第15号

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第17号

日程第16. 議案第18号

日程第17. 議案第19号

○議長（久保 雅己君） 日程第10、議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第19号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） それでは、議案第12号から第14号の補足説明をさせていただきます。

55ページをお願いいたします。議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては、療養給付費国庫負担金の減額、財政調整交付金の増額、高額医療費共同事業国・県負担金の減額、療養給付費交付金の減額、共同事業交付金の増額及び一般会計繰入金の減額であります。

また、歳出においては、決算見込みに伴う保険給付費の高額療養費一般分の増額、療養給付費及び高額療養費の退職分の減額、共同事業拠出金の減額、特定健康診査等事業費の減額及び公営企業局企業会計繰出金の追加が主なものです。

それでは、本文の第1条で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,016万9,000円減額し、総額を36億4,325万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の61ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金を交付申請額に合わせ、一般分を644万4,000円減額、介護分を547万8,000円増額、後期高齢者支援分を90万1,000円追加し、2目高額医療費共同事業負担金を実績により111万円減額いたします。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、特別調整交付金を1,187万円追加いたします。

4款療養給付費等交付金、1項1目1節の現年度分を4,194万9,000円減額いたします。
62ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は実績により国費と同じく111万円減額いたします。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金は実績により695万円の追加、2目保険財政共同安定化事業交付金も実績により2,082万9,000円を追加いたします。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増により7,000円追加いたします。

63ページ、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、6節のその他一般会計繰入金を財源補填分の減額により1,559万1,000円減額いたします。

64ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費を決算見込みにより1,500万円減額、5目審査支払手数料を国保連合会の剰余金相殺により60万3,000円減額いたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費を決算見込みにより863万3,000円増額、2目退職被保険者等高額療養費を決算見込みにより1,600万円減額いたします。

65ページ、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金は、財源調整であります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金は、拠出額確定により444万1,000円を減額し、3目保険財政共同安定化事業拠出金も同様に拠出額確定により322万5,000円を減額いたします。

66ページの中段をお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目の特定健康診査等事業費は、13節の委託料を健診件数減の見込みにより150万円減額いたします。

9款基金積立金は、基金利子分を7,000円追加計上します。

67ページ、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険税還付金へ9万円を追加計上しております。

11款繰出金、1項他会計繰出金、1目公営企業局企業会計繰出金は、国庫特別調整交付金による町立病院の施設整備費用等により1,187万円を増額いたします。

以上が、議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。13時まで。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 失礼いたします。先ほど一般会計の補正予算で、固定資産税の滞納繰越分の人数といますか、御質問の答弁をしておりませんでしたけども、今回の補正に係る部分ですけれども、固定資産税の滞納者は、実人員で440名でございます。その方々に対しまして徴収対策班で納付勧奨等々行っておりますけれども、今回の450万円の補正につきましては、大口の滞納者からの納付があったことが大きな影響をしておるということでございます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 議案第13号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては保険料の減額及び繰入金の減額、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

予算書69ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,280万5,000円を減額し、総額を4億2,414万4,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の75ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料を決算見込みにより1,094万

4,000円減額いたします。同じく2目普通徴収保険料についても決算見込みにより193万5,000円減額いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目事務費繰入金を広域連合納付金の変更により43万4,000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を実績により949万2,000円減額いたします。

次に、76ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、事務等負担金分43万4,000円、保険基盤安定負担金分949万2,000円及び後期高齢者医療保険料分1,287万9,000円の合計で2,280万5,000円を減額するものであります。

以上が、議案第13号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、第14号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

予算書の77ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。第1条で既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億525万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億5,657万6,000円とするものであります。

事項別明細書の83ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の特別徴収保険料を797万円減額、普通徴収保険料を433万8,000円増額いたしまして、合計で363万2,000円減額いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い1,436万4,000円減額いたします。

2項国庫補助金、1目の調整交付金は、見込みにより2,877万円減額、2目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより351万2,000円減額いたします。

84ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金は、介護給付費の減額に伴い2,901万3,000円減額し、2目の地域支援事業交付金は、実績見込みにより54万1,000円を減額いたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目の介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い1,814万9,000円減額し、2項県補助金、1目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより

175万6,000円減額いたします。

85ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目の介護給付費繰入金は、介護給付費の減少により1,250万5,000円減額し、2目の地域支援事業繰入金は、事業実績の見込みにより175万6,000円減額、3目のその他の一般会計繰入金は、財源調整により434万5,000円増額いたします。

2項基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金は438万3,000円増額し、介護給付費に対する財源調整を行っております。

9款財産収入は、基金利子として1万5,000円追加計上いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

86ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、保健師1名分の人件費を補助対象とするため、地域包括支援センター運営事業の職員人件費に振りかえ、1,008万5,000円減額いたします。

3項介護認定審査会費、1目の介護認定審査会費は、日良居庁舎への介護保険システムの移設経費の減により181万7,000円減額いたします。

87ページの2款保険給付費、1項サービス諸費、1目の介護サービス等給付費では、実績見込みにより9,546万8,000円減額いたします。

88ページの2目の介護予防サービス等給付費では、実績見込みにより30万9,000円減額いたします。

3項高額介護サービス等費、1目の高額介護サービス費では73万円、実績見込みにより減額いたします。

89ページの4項高額医療合算介護サービス等費、1目の高額医療合算介護サービス費では113万7,000円増額いたします。

5項特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費では483万5,000円の減額、2目の特定入所者介護予防サービス費では16万7,000円、実績見込みにより増額いたします。

90ページです。3款基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金は、基金利子1万5,000円を増額いたします。

4款地域支援事業、1項介護予防事業費、1目の二次予防事業費174万6,000円の減額につきましては、二次予防把握事業の結果通知等の郵送料の減と通所介護予防事業の利用者の減が主なものでございます。

91ページの2目の一次予防事業では、竜崎温泉改修工事に伴う運動指導士等の臨時職員の出務日数の減により8万円減額いたします。

2項包括支援事業・任意事業、1目の包括的支援事業は、保健師等の臨時職員の出務日数の減により70万6,000円減額し、2目任意事業は、家族介護用品支給の実績見込みにより58万5,000円減額し、3目地域包括支援センター運営事業については、保健師の人件費を補助対象とするための組みかえとして978万7,000円の増額でございます。

以上で、議案第12号から第14号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） それでは、議案第15号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第18号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書綴りの93ページをお願いいたします。

まず、議案第15号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から886万7,000円を減額し、予算の総額を8億1,523万7,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の101ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金において、一般会計から繰入金577万8,000円を減額し、財源を調整しております。

4款諸収入の県工事に伴う工作物補償金は、県砂防工事の未執行による減額でございます。

5款町債につきましても、事業費の確定に伴う調整であります。

102ページの歳出についてであります。

1款簡易水道費、2項事業費、1目維持管理費は、歳入と同様、県砂防工事の未執行また県道等道路改良工事の変更によりまして、水道管移設工事が未施工となったため599万4,000円減額しております。

2目設備費は、源明ポンプ所監視システム構築工事及び減圧槽水位調整弁の取りかえ工事の精算見込み額による減額でございます。

次に、議案第16号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

103ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から492万6,000円を減額し、予算の総額を3億8,466万5,000円とするものであります。

事項別明細書の109ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金は、一般会計から繰入金を462万6,000円減額しての財源調整でございます。

5款諸収入の県道道路改良に伴う工作物補償金は、県道道路改良工事の変更により今年度は未施工となったため減額でございます。

110ページから歳出になりますが、1款公共下水費、1項事務費につきましては、新たに扶養が増えたことにより職員人件費を増額計上しております。

2項事業費、1目維持管理費の委託料は、水質検査の入札減によるものであります。また、工事費の130万円の減額につきましては歳入と同様、県道道路改良工事の変更により今年度は未施工となったため、減額しております。

2目公共下水道事業費の工事請負費では、公共ます設置予定箇所の減によるものでございます。

111ページの2款公債費は、償還利息の確定による減額であります。

続きまして、議案第17号は平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

113ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から535万円を減額し、予算の総額を3億2,563万3,000円とするものであります。

事項別明細書の119ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金は、全期前納者の増による73万7,000円の増額計上、3款繰入金につきましては、448万7,000円減額での財源調整であります。

4款諸収入におきましては、県砂防工事の未執行により減額しております。

120ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

1款農業集落排水費、1項総務管理費につきましては、前期前納者の増による報奨金の増額計上であります。

2項事業費、1目維持管理費の委託料につきましては水質検査の入札減を、工事請負費の220万円の減額は歳入と同様、県砂防工事の未執行により下水道管の移設が延期となったためのものであります。

2 款公債費は、償還利息の確定による減額補正であります。

続きまして 1 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 8 号平成 2 6 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から 1 8 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 5, 1 5 7 万 4, 0 0 0 円とするとともに、第 2 条において地方債の補正を行うものであります。

1 2 9 ページをお願いいたします。

歳入の 2 款繰入金において、一般会計から繰入金 3 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、財源を調整しております。

4 款町債につきましては、事業費の確定に伴う調整であります。

1 3 0 ページの歳出では、1 款漁業集落排水費、2 項事業費、1 目維持管理費において水質検査の入札減を、2 目漁業集落排水事業費の工事請負費では、浮島浄化センター脱水機改修工事の入札減により減額しております。

また、2 款公債費は、償還利息の確定による減額補正であります。

以上が、議案第 1 5 号から議案第 1 8 号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第 1 9 号平成 2 6 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明をいたします。

1 3 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、国庫及び県補助金の内示及び交付決定により歳入歳出予算総額は増減せず、歳入科目についての増減及び歳出科目の財源調整を行うものでございます。

それでは財源につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

1 3 7 ページをお願いいたします。

歳入につきまして 2 款国庫支出金、1 項国庫補助金は、国土交通省の国庫補助金の内示を受け、4 7 4 万 5, 0 0 0 円の減額計上でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金は、県の交付決定を受け、4 7 0 万 8, 0 0 0 円の増額計上となっております。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金は、一般財源の調整を行い、3 万 7, 0 0 0 円の増額計上でございます。

また、1 3 8 ページの歳出につきましては、1 款事業費の各航路につきまして国庫補助金、県

補助金の内示及び交付決定による財源の調整を行っております。

以上が、平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ページ63ページ、一般会計繰入金3億8,317万7,000円、減額補正で1,559万1,000円となっておりますが、これは当初予算から補正が行われているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 一般会計繰入金の、その他一般会計繰入金ですけども、9月補正に2,949万5,000円、（「プラスかマイナスか」と呼ぶ者あり）プラスです。それと12月補正が1,079万6,000円増額しております。で、3月で1,559万1,000円減額しております。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 表向きは減額補正になっておりますけども、それまでに補正が行われているということでもありますけれども、その中で、その他一般、一般会計におきましては当初幾らで、幾ら補正してまあ減額現計幾らになっているかお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） ちょっと。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後1時23分休憩

.....
午後1時23分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 失礼しました。当初8,404万1,000円で、補正の結果、1億874万1,000円、補正後の予算になっております。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） その他一般会計からの繰入金の補正と当初予算からの補正の状況でございますけれども、当初予算が8,404万1,000円でございます。で、9月補正で2,949万5,000円の追加、それから12月補正で1,079万6,000円の追加、で、このたびが1,559万1,000円の減額。で、合わせて補正後の金額が1億874万1,000円となります。従いまして、当初予算と今回の補正後の差が2,470万円の増ということでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 国保税の税改正もございますので、そのときもお聞きしたいと思っておりますけれども、繰り入れにつきましては、一般会計ということで国保会計、全て国保に加入している、町民がですね、関係がない人もございますけれども、そういう観点から考えると、国保税を上げる前にまだやるべきことがたくさんあるのではないかというふうに思いましたのでお尋ねいたしました。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私はこの時期に、大体、決定はしませんが最終補正ということで、医療費の動向について、ずっと毎回質問してきました。

そういう中で今回も、医療費の動向をどう見るのかということで、いつも言うのは保険給付費からの推定でよろしいですということを言うておきますので、今年度26年度の医療費の増もしくは減の推定について、まず報告をお願いしたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 26年度医療費の動向ですけれども、25年度と比較しまして、平成25年度実績に向け、一般被保険者に係る医療費の総額は27億244万4,391円でありましたが、平成26年度見込みでは28億3,431万5,393円となり、平成25年度実績の4.9%増となっております。また、1人当たりの医療費では、平成25年度実績44万8,986円、平成26年度見込みでは47万8,285円。平成25年度の実績比6.5%増となっております。主な理由といたしましては、高齢化の進展や高度医療の発達等が考えられると思っております。

平成25年度の実績における退職被保険者に係る医療費の総額は2億918万9,371円で

ありました。平成26年度見込みでは1億7,256万1,580円。平成25年度実績比では17.5%の減となっております。1人当たりの医療費では、平成25年度実績41万8,379円、平成26年度見込みで40万2,241円。25年度実績比3.9%の減となっております。主な理由としましては、退職被保険者の範囲が60歳から64歳と狭く、65歳到達時に高額な医療費が発生する被保険者が一般被保険者に移行したことが考えられます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 高額の関係は下がって、一般分は何%でしたか、4.9%増えて、それぞれ特徴が出るとの報告がされました。

それでもう一つが、それは今年度、今補正でありますから、最終補正なんです、共同事業交付金、これが最終補正では1年間で4億3,382万9,000円ということになっております。これは県に対して自治体がいろいろ申し入れてきとる分です。例えば、県で、いわゆる医療費支出が少ないところが同じパーセンテージで取られたら、非常に困るとい部分です。で、これがですね、新年度予算になったら一気に200%になっているんです、支出がね。ここで私もちょっと考えておきたいのは、私は県がそんなに200%も一気に上げる。確かに平準化というのは、18年度のいわゆる県一化という中で平準化というのは出よるんです。それが一気に、いわゆる平準化の名のもとで、それが200%になるということについては、どうも承服できないちゅう部分があるんですね。で、そういうなかで、このあと条例改正が出ますのでね、やっぱり、ちょっとこの組み立て、つかみ的なものなのか、いわゆる保険財政共同安定化事業交付金というのは、基準があって受け入れをすることか、それとも国・県を通じて出る分が、いわゆるつかみ予算的な部分なのか、その計算根拠があれば、聞いておきたいなというふうに思います。

以上が、質問の趣旨。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後1時31分休憩

.....

午後1時32分再開

○議長（久保 雅己君） 再開いたします。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） あのう。今言われるように、条例改正そして新年度ということで、きちっと対比しながら新年度予算のときにきちっと答弁するということは当然なんです、今年度の基準額のつくり方、いわゆる、今回、当初から全体で2,000万円程増やしちよりますよね。今回の補正で、（「その理由」と呼ぶ者あり）、うん、その理由に限ってですね、まあ聞いて、これはあくまで県からの通知の額ですとかどうか、含めてね、この根拠よね、この根拠について聞いておきたいというふうに思うわけです。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時35分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 大変失礼いたしました、県からの確定通知によりまして増額をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 1 3 号平成 2 6 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4 番 広田 清晴君） これも基本的な部分、聞いちょきたいというふうに思いますが、この補正で 5 期分が終わり、5 期のいわゆる介護保険改正が終わり、新年度からは 6 期になるということで、ごめん、後期高齢者と言っちゃった、失礼、後期高齢者医療について私が勘違いしちよったので質疑を行います。

後期高齢者医療については、御承知のように出発した当時いわゆる国水準で、これ県単一ですから、国水準で言えば保険料が言うなれば 8 番目から 1 0 番目という状況でした。山口県の後期高齢者医療費がはよ言うたら 8 番目から 1 0 番目と、これは皆さん方も行政ですから記憶あるんじゃないかというふうに思われます。それで実態として後期高齢者医療費のほうは今のいわゆる国の水準の中で地方自治体、山口県としては何番目ぐらいの推移になっちょるか、今資料があれば答弁をお願いしたいというのが 1 つです。それと、今年度末の見込みで加入者世帯と人数等の資料があれば、これも報告を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 失礼いたします。保険料の 1 人当たりの水準につきましては、順位のほうは今資料を持ち合わせておりませんが、平成 2 4 年、2 5 年度保険料が月額で 5, 6 2 1 円、2 6 年、2 7 年、これについては見込みでございますが、5, 7 8 4 円ということになっております。これは山口県での 1 人当たりの費用になります。順位的には 1 0 番目ぐらいじゃないかと、1 0 番目から 1 3 番目ぐらいではないかと思っております、大変済みません。

平成 2 6 年度の被保険者の推移でございますけれども、1 月末ではございますけれども、周防大島町では 5, 4 2 7 人ということになっております。世帯数につきましては、済みません、世帯

数につきましては後ほど調べて報告させていただきます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほど質疑を仕掛けましたが、改めて質疑をしたいというふうに思います。

まず1つは、今回5期の終了で新年度から6期と、基本的な確認です、これが1つ。それと2つ目として介護保険制度が始まった当時、基金の取り扱いについて言うなれば、いわゆるこれはその1期の中で消化としますか、いわゆる3年目に皆繰り入れて、それで翌年度全額予算をつくる時に繰り出したりやりよったわけです、基金を取り崩してちゅうサイクルで。これはもう介護保険が始まったときずっとやりよったんです。ほいで実際的に今は例えば5期が終了した時点でいわゆる基金はそのまま例えば引き継ぐ、5期から6期に引き継ぐということが可能かどうかを含めて聞いちょきたいと。一応、皆さん方の資料ではそのまま引き継ぐことができるような資料になっちょるんで確認です。

それともう1つはいわゆる介護保険、聞いてないけちよっとまって、聞いてないけ。もう1つは介護保険のいわゆる伸びです。これも資料が必要と思いますが、例えばずっとこの3年間、5期の中を見ても介護保険の伸び、最終年度ですから伸びについて例えば介護保険の伸びがこういう状況だったと。しかし、今回当初予算で大きく見積もったか、それとも事業実態が少なかったかで1億ぐらいぱっと施設関係が減しちよるよね、そういう中でいわゆる今回の補正だけじゃなしに全体の流れの中でどういう介護保険の状況なんかがわかれば報告しちよっていただきたいというのが次の質問です。よろしくお願いします。

○議長（久保 雅己君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） まず、最初の御質問でございますが、今回5期から6期になるのかということでございますが、6期となります。27年度から29年度までの3年間でございます。それから基金の取り扱い、これは引き継ぐのでしょうかということでございますが、引き継ぐ予定としておりまして、26年度末で7,250万円程度というふうに思っております。伸びについては大体29億から30億という状況で推移をしております、今年度については若干ふえるかな、26年度についてはですけれども若干ふえるかなというふうに思っております、もしかすると30億を越える可能性もあるかなというふうに推移見ておるところでございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第16号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号平成26年度周防大島町農業集落配水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号平成26年度周防大島町漁業集落配水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第19号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第12号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第19号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第18. 議案第20号

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議案第20号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）を議題とします。補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第20号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成26年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。この予算は、12月実績に基づきまして算出しております。

第2条業務の予定量の主要な建設改良事業につきましては、入札減等により病院改築工事の不用額2,986万9,000円減額補正し、合計で2億2,686万3,000円を見込み、医療機器器具及び備品購入では不用額5,379万9,000円減額補正し、合計で1億4,716万9,000円を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきましても、12月末までの実績に基づきまして算出し、次の2ページにあります収入合計で1,758万8,000円増額補正し、53億8,378万5,000円を見込み、3ページになりますが、支出合計で1,832万5,000円増額補正し、53億8,357万8,000円を見込んでおります。

主な理由としましては、収入は交付税額の確定等による他会計補助金の増額並びに修学資金貸し付けの返金分を見込み、支出につきましては非常勤医師の診察日増加に伴う委託料の増額を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては3ページ下段になりますが、東和病院の企業債は機械備品の入札減等により1,060万円減額補正し、固定資産売却代金は基金の取り崩しにより1億9,500万円増額補正しております。

橘病院の企業債は、機械備品の入札減により420万円減額補正し、支出金は医療機器整備による補助金270万円を増額補正し、その他資本的収入は医療機器破損による保険金収入49万7,000円を増額補正しております。

次に、4ページになりますが、大島病院の企業債は機械備品の入札減等により4,120万円減額補正し、支出金は医療機器整備に対する補助金270万円を増額補正しております。

やすらぎ苑の企業債は、改修工事、機械備品の入札減により5,840万円減額補正しております。

支出につきましては、先ほど第2条の業務の予定量で申し上げましたが、入札減等により建設改良費合計で不用額8,366万8,000円減額補正し、東和病院の使用権につきましても事業費確定により不用額126万8,000円を減額補正しております。合計で8,493万8,000円を減額補正し、9億3,051万3,000円を見込んでおります。

第5条の継続費につきましては、次の5ページにありますやすらぎ苑改修工事の入札減により、年割額の平成26年度分を2億2,410万9,000円に減額補正し、総額を2億2,958万7,000円に見込んでおります。

第6条の企業債につきましては、入札減等の支出額の確定に基づきまして1億4,150万円減額補正しております。

第7条の他会計からの補助金につきましては、6ページにありますように交付税額の確定や、医療機器に対する補助金予定分を見込み、1,147万4,000円増額補正しております。付属資料といたしまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 21ページの貸借対照表について、1つ御質問します。これも今年度初めて繰越利益剰余金4,857万4,000円の三角ということで、これは9月に処理できなかった金額というふうに見ておりますが、この金額の処理について町長のほうは、これ、町長部局じゃないと結論が出ない部分だと思いますので、町長としてはどういうふう考えておるかという点がまず質問しちょきたいというふうに思います。

それと2つ目、これは当年度純利益8,563万6,000円ということで出ておりますが、御承知のようにまだ今年度は資産減もそのほか減価償却等が出て、これではとても進まない状況だというふうに私は見ております。こういう中でどれだけ、やっぱり今後ともどれだけ赤字を圧縮していくかというのが根本的に企業局に問われているというふうに考えられます。御承知のように、例えばやすらぎ苑のようにもう50近い運営をしても法的な流れの中で6,000万円から7,000万円年間赤字が出る、これ、今までのずっと私自身が見てきてから法的部分にかかわる分ではないかなというふうに見ておりますが、それにしても周防大島町の住民にとっては非常に大事にされるべき、また活用すべき施設なんです。そういうことを考えると、とてもではないが8,563万6,000円という金額ではいわゆる難しい、これは累計して出してみれば町長も企業局も大体今の段階で推定はできるというふうに思います。今、ここで、明日採決ですからどういうふうに考えるかは別にして、やっぱり推定は推定として一定程度、ある程度議会にそのときどき答弁をしちよったほうが気が楽ではないかなという、私は気がするわけです。それはもう、こういう状態が9月決算時期にまたガツと出るわけですから、ある程度のフレームは私は言うちよつてもええんじゃないんかなと、ただその赤字圧縮のためにこういう努力をしよるということもあわせて報告しちよったほうがええんじゃないんかなと。これ、町長の基本的考え方になるんで町長に聞いちょきたいというふうに思いますが、それにしてもかなり重たい金額になるだろうなというふうに思います。

そして3点目が引当金、企業債、そして固定と流動があります。先日調査に行ったら、これは固定は累積、そして流動は翌年度27年度の支払い元利ということで聞いておりますが、それで

よろしいのかどうなのか答弁を求めておきたいというふうに思います。本当に今、企業局を運営していくというのは町長の政治姿勢に大きくかかわる部分があるので、町長の答弁含めて聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点、これは見解の相違であるんですが、修繕費の取り扱いです。今回も修繕費については全然、いわゆる既に、いわゆる余剰金が発生して積み立てたもんだから予算書に計上しなくていいという言い方をして予算上も上がっておりません。ただ1,000万円もかかるような部分が、議会からすれば1,000万円ぐらにかかるといわれる分がいわゆる内部留保の修繕引当金から使うからといって、いわゆる全然わからんままいったらいけないということでもあります。その他内部留保から活用した修繕費にかかわる部分については既に工事が終了したのかどうかというのを含めてほかに修繕費、内部留保を引き当てた分があるんならまた報告してほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の広田議員さんの御質問につきましては、まさにその繰り越しの欠損金について、またはその累積の欠損金について町長の、というのはまさにその一般会計でどのような対応をすべきなのかということについて町長の思いを聞きたいというような意味であろうというふうに思っておりますが、今まできちんとしたルールに基づいた一般会計からの繰入金について繰り出しという形で一般会計から公営企業会計のほうに振り出しております。それについて先ほどもちょっとその他一般会計繰入金というのが話題になりましたが、そのようなことをどのように考えておるかという意味ではないかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもきちんとしたルールに基づいた繰り出し、繰り入れというのはしなければならぬと思っております。今、26年度のまさにその決算見込みができつつありますが、相当大きな額になるような気がいたしております。そうした中で公営企業会計だけで大丈夫なのかということをお心配いただいております。そうした中で平成26年、27年でどうこうということはないというふうに予測はいたしておりますが、しかしながらいずれにいたしましても将来のことを考えますと、このように急激に人口が減少しておる、そしてまた高齢化が進んでおることになりますと、いずれにいたしましても公営企業会計、まさにその病院や介護施設についても非常に大きなダメージを受ける可能性があるというふうに思っております。そこで、先ほどの今朝からのいろいろ話が出ましたが、まさにその定住対策というのが非常に重要になってくるというふうに思っております。これはちょっと蛇足ですが、病院だけではなくて、病院関係だけではなくて、あらゆる町の大きなインフラ整備はやっておりますが、これらが全てそのようなことになってくる可能性があるというふうに思っておりまして、非常に大きな危惧を抱いておりまして、まさにその定

住対策がいかに大きな課題となっているかということが言えるのではないかと思います、翻って今の公営企業会計のことでございますが、平成26年度は今のところはこれまでのルールに基づいた繰り入れを行っていかうというふうに考えております。そこで企業会計の中でできるだけの措置をしていただこうというふうに思っておりますが、27年度からのことにつきましては、今、町の一般会計のほうの財政と財政の見込みと、そしてまた企業会計のこれからある程度長期の見込みを出して、その中で一般会計からどのような支援をすべきなのか、また、したらどのくらい好転するのかということを中心にルール化していかうというふうな作業を今進めております。27年度中にはという今気持ちでございまして、当然27年度の交付税っていうのは9月に確定するわけでございますので、9月にいつも補正予算でもってから操出金の確定をいたしておりますが、それらについても平成27年度の9月の補正までにはきちんとした新しいルールといえますか、そのようなことを進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、その一般会計から全てを賄うということは、とつても今の額の企業局のその額の推計を見ますとなかなか難しいというふうに思っておりますので、当然その一般会計でもある程度の支援は、支援といえますか、一般会計の繰り出しは考えなければならぬと、それもルールに基づいた支援をしなければならぬと思っておりますが、これまで以上に公営企業会計のまた努力も必要であるし、また企業局のほうにおいてもまさにそういう財務態勢へのきちんとした確立のための改革や、また努力も今やっていただいております。いずれにいたしましても、平成27年の9月をめどにそのようなことを考えていきたいと、それまでにはきちんとした方針を出していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの26年度の決算見込みということで、予算上は8,563万6,000円の赤字となっておりますけれど、一応1月までの実績を見て、一応7億8,680万円程度の赤字を見込んでおります。それから、現金を伴わない減価償却資産減耗費等が6億3,190万円程度ありますので償却前の赤字としては約6,900万円程度の赤字ということで見込んでおります。それと、修繕引当金の取り崩しにつきましては、先般の議会でも御報告申し上げました総務部の外壁工事等の電気設備と建築のほうで1,000……細かいのは後木村課長のほうからさせますが、そのほかの修繕引当金についてもそのように御報告させていただきます。

○議長（久保 雅己君） 木村企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） まず1点目、修繕引当金についてですけれども、今回、先ほど公営企業局の総務部長答えましたけれども、そのみ今現状を見込んでございまして、1,369万5,000円、これを貸借対照表上もう既に落とした状況で、現在この21ページに

あります早見表を作成させていただいております。

もう1点、企業債についての御確認がありましたけれども、議員さんおっしゃられるとおり企業債の流動につきましては、こちら26年度末の状況で貸借対照表をつくっておりますので、翌年度27年度にお支払いする企業債の元金部分、こちらを流動で計上しております、残り28年度以降に償還が来るものにつきましては企業債の固定という欄で計上しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に修繕費等については、この補正で変えましたということで今答弁がありました。落として計上しましたと、引当金を、いうことであれです、私もまだ十分見たわけじゃないんでほかの議員さん方が、見ちよる議員さん方がおれば質疑をしてほしいなというふうに思うんですが、実際的に今、公営企業局の運営について議論しました。それで町長自身も自分の考え方、報告しました。私は大事な点は、資産減耗やいわゆる帳簿上の部分といわゆる実際的ないわゆる収益収支とあの部分とどう見るかという部分もありますが、かなり圧縮していかとやっぱり厳しい部分もあるんじゃないかなという部分は明らかにしちよって、質疑そのものは終わりますが、ぜひ町長部局と公営企業局と、今かなり地方自治体の運営する病院、全国で厳しくなっておりますので、よう協議しちよってください。

以上、終わります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は次の本会議といたします。暫時休憩します。14時15分まで。

午後2時07分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第19. 議案第21号

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

日程第24. 議案第26号

日程第25、議案第27号

○議長（久保 雅己君） 日程第19、議案第21号周防大島町総合計画策定条例の制定についてから日程第25、議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号から議案第27号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第21号周防大島町総合計画策定条例の制定についてであります。

本案は、平成23年5月の地方自治法改正により、基本構想の法的策定義務がなくなりましたが、まちづくりの基本的な指針として総合計画が必要であるという考えのもと、地方自治法第96条第2項の規定により、基本構想の策定について議会の議決をすべきものとして条例を制定しようとするものでございます。現在の総合計画は、平成18年4月から平成28年3月までの10年間を期間としたもので、平成23年3月に5年間の後期基本計画を策定しております。平成27年度末に総合計画の終期を迎えることから、現行計画の基本理念を継承し、基本構想を5年間延長した計画を新たに策定することとしております。

次に、議案第22号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてであります。

平成27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育給付として認定こども園、幼稚園、保育所の共通の給付である施設型給付と家庭的保育事業等への給付である地域型保育給付が創設されました。現行の保育料は、児童福祉法第56条第3項の規定に直接根拠を持つ負担金であるので、市町村の規則により定めることで徴収することができるとされておりましたが、子ども・子育て支援新制度では、利用者負担額については政令で定める額を限度として市町村が定めることとなり、条例に徴収根拠を定める必要が生じたことからこの条例を制定するものであります。

それでは、本条例の内容について説明をいたします。

第1条は、本条例の趣旨の部分です。子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額について規定するものであるとしております。

第2条は、利用者負担の額について規定しております。第1項は町立保育所等において保育を行った場合に、利用者負担の徴収根拠となる部分についての規定となります。第2項は子ども・子育て支援法の附則第6条第4項に基づき、民間保育所における保育を受けた場合の利用者負担の徴収規定となります。いずれも政令で定める額を限度として規則で定めることとしております。

第3条は、利用者負担の減免を規定しております。

第4条は、規則への委任を規定しております。なお、附則につきましては、この条例の施行日

を定めております。

続いて、議案第23号周防大島町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次一括法）の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を、町の条例で定めることとなったものであります。

本条例案については、介護保険法施行規則第140条の6第1項第1号に規定する従うべき基準と、介護保険法施行規則第140条の6第1項第2号に規定する参酌すべき基準に基づき、町が条例で定めることとなります。この従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないとされ、また、参酌すべき基準とは地方自治体が十分参酌した結果としてであれば地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとされております。本条例案については、前述の厚生労働省令で定める基準と本町の実情に相違がないため、現行省令と同じ内容での条例を定めることとしております。

それでは、本条例の内容について御説明をいたします。

第1条は、趣旨を定めております。

第2条は、参酌すべき基準として基本方針を定めており、第1項では被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないと規定しております。第2項では地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものと規定しております。

第3条では、従うべき基準として職員の基準及び員数を定めており、1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員の員数を保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人と定めております。第2項は第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合について定めております。なお、附則として条例の施行期日を平成27年4月1日としております。

続いて、議案第24号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。

このたびの条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次一括法）の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これま

で厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、町の条例で定めることとなったものであります。

本条例案については、介護保険法第115条の24第3項に規定する、従うべき基準と参酌すべき基準及び厚生労働省令第37号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い、町が条例で定めることとなります。

それでは、本条例の内容について御説明をいたします。まず、目次は第5章で構成されております。

第1章、総則。

第1条は、参酌すべき基準として趣旨を定めており、本条例は介護保険法第59条第1項第1号第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとしております。

第2条は、用語の定義について規定しております。

第3条は、指定介護予防支援事業者の資格は条例で定める法人であるとするを規定しております。

第4条は、参酌すべき基準として基本方針を定めており、第1項では利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮することを規定しております。

次に、第2章、人員に関する基準。

第5条では、従うべき基準として従業者の員数を定めており、指定介護予防支援事業所ごとに1人以上の必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないことを規定しております。

第6条では、従うべき基準として常勤の管理者を置かなければならないことを規定しております。

次に、第3章、運営に関する基準。

第7条では、従うべき基準として内容及び手続の説明及び同意を定めており、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならないことを規定しております。

第8条では、従うべき基準として正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならないことを規定しております。

第9条では、参酌すべき基準としてサービス提供困難時の対応を定めており、利用者に対し、

みずから適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介等を行わなければならないことを規定しております。

第10条では、参酌すべき基準として受給資格等の確認を定めており、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとするを規定しております。

第11条では、参酌すべき基準として要支援認定の申請に係る援助を定めており、第3項では要支援認定の更新の申請が遅くても当該利用者が受けている要支援認定の有効期限の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならないことを規定しております。

第12条では、参酌すべき基準として身分を証する書類の携行を規定しております。

第13条では、参酌すべき基準として利用料等の受領を規定しております。

第14条では、参酌すべき基準として保険給付の請求のための証明書の交付について規定しております。

第15条では、参酌すべき基準として指定介護予防支援の業務の委託する場合に遵守する事項を規定しております。

第16条では、参酌すべき基準として町が審査、支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託した場合の法定代理受領サービスに係る報告について規定しております。

第17条では、参酌すべき基準として利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について規定しております。

第18条では、参酌すべき基準として利用者に関する市町村への通知について規定しております。

第19条では、参酌すべき基準として管理者の責務について規定しております。

第20条では、参酌すべき基準として運営規程に定める事項について規定しております。

第21条では、参酌すべき基準として勤務体制の確保について規定しております。

第22条では、参酌すべき基準として必要な設備及び備品等を備えなければならないことを規定しております。

第23条では、参酌すべき基準として従業者の健康管理について規定しております。

第24条では、参酌すべき基準として運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、その他の利用者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならないことを規定しております。

第25条では、従うべき基準として秘密保持について規定しております。また、第3項ではサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならないことを規定しております。

第26条では、参酌すべき基準として虚偽または誇大な広告の禁止について規定しております。
第27条では、参酌すべき基準として介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等について規定しております。

第28条では、参酌すべき基準として苦情処理について規定しております。

第29条では、従うべき基準として事故発生時の対応について規定しております。

第30条では、参酌すべき基準としてその他の事業の会計との区分について規定しております。

第31条では、参酌すべき基準として記録の整備について規定しております。

第32条では、参酌すべき基準として指定介護予防支援の基本取り扱いとして、利用者の介護予防と医療サービスとの連携について規定しております。

第33条では、参酌すべき基準として指定介護予防支援の具体的取扱方針について規定しております。

第34条では、参酌すべき基準として介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、基準介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定しております。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準。

第35条では、参酌すべき基準として基準該当介護予防支援への準用について規定しております。

第36条は、委任について規定しております。なお、附則として条例の施行期日を平成27年4月1日としております。

続いて、議案第25号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日に施行されることにより必要となる本町関係条例の整理のうち、条例の一部改正及び条例廃止について規定するものでございます。

第1条は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものです。これは改正法の施行により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととなっておりますので、従来の教育委員長の規定を削るものであります。

第2条は、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものです。従来の教育長は、教育委員として議会の同意を得た上で町長から任命される特別職の身分と、教育委員会から教育長に任命される一般職の身分を持っておりましたが、改正法により町長が直接議会の同意を得て教育長として任命するため、特別職のみの身分を持つこととなります。このため、新教育長の給与及び旅費に関する規定は、従来から特別職に適用されている周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例が適用できるように、教育長の規定を追加するものでございます。

次に、附則第1項において、この条例は改正法の施行日にあわせて平成27年4月1日から施行することとしております。附則第2項において、周防大島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止については、第2条の規定について御説明申し上げましたとおり、新教育長が一般職から特別職に特化されたことにより、同条例の制定根拠であった教育公務員特例法第16条が削除されましたので廃止するものでございます。なお、給与につきましては、本条例第2条により規定されますが、勤務時間については、新教育長が特別職でありながら改正法第11条第4項の規定により常勤とされましたので、その勤務時間等については教育委員会規則において定めることとしております。次に、附則の第3項において、本条例の施行の際に、現に在職する教育長が引き続き教育長に在職する間は、本条例は適用しない旨の経過措置を規定しております。よって、現教育長の現行任期が満了する等の事態になった時点から本条例が適用されることとなります。

続いて、議案第26号周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

先ほどの議案第25号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は一般職から特別職に特化することとなります。本来、特別職である町長及び副町長には職務専念義務がないため、それを免除する特例規定も必要ありませんが、新教育長については改正後の同法第11条第4項により、その義務が規定されております。また、同条第5項により、教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例を別に定めることが規定されていますので、今回、本条例を制定するものでございます。また、第2条に規定する免除の内容は、一般職と同様の規定としております。なお、附則により、この条例は法の施行日にあわせて平成27年4月1日から施行すること及び本条例の施行の際、現に在職する教育長が引き続き在職する間は、本条例を適用しない旨の経過処置を規定しております。

最後になりますが、議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。

このたび、旧学校施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を実施することとしておりますが、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認のために必要となる学校教育施設整備基金条例の制定をしようとするものでございます。今回の財産処分は、旧日良居中学校校舎及び体育館の屋根を有償貸与するものであり、文部科学省部長通達により、文部科学大臣の承認が必要となります。同中学校施設は国庫補助事業完了後10年以上経過しておりますので、国に返還すべき納付金は発生いたしません。納付金に相当する額の基金への積み立てが必要となっております。積立金は、屋根の貸与期間である20年間に発生が見込まれる貸与価格総額となっており、平成27年度当初予算に計上しております。なお、基金積み立てをする場合には、公立学校施設整備

に要する経費に充てることを目的とした基金条例とすることとされている上、周防大島町立小中学校の施設整備に要する経費にのみ取り崩しができることを明記した条例の規定が必要であり、今回の条例の制定案を提出するものでございます。

以上で、議案第21号から議案第27号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第21号周防大島町総合計画策定条例の制定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、議長から言われた21号以降、委員会付託ということを前提に質疑を行いたいというふうに思います。

まず、21号についてですが、これは10年間で条例が廃止になるんで新たに条例設置ということで説明があったがそのとおりでしょうか。新たな設置ということですが、今までも総合計画策定条例実施でやりよったと思いますが、これは勘違い、いうことでよろしいですか。そうすると、いわゆる新たに条例をつくって、皆条例をつくってきちっとやるということですが、今現、来年からいわゆる出発するだろう、新年度から出発するであろう中身について、既にこの条例ができる前に委員の選任等についてはどのようになっておるのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の条例の制定についてでございますけども、補足説明でもありましたように平成23年に地方自治法の改正がございました。その内容と申しますのが、以前の改正前の地方自治法におきまして第2条第4項に、市町村はその事務を処理するにあたって議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運用を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと、こういう規定がございました、地方自治法で。それが23年の法改正で削除されたということでございます。そうなりますと、町の対応としてどういうことが考えられるかと言いますと、まず、基本構想を策定しない、もしくは任意の計画を策定する、もしくは地方自治法の96条第2項による条例を定めて議会の議決案件としての基本構想を定めると、この3つの選択肢があるわけですが、今回、今ある基本構想が平成27年度で計画期を満了いたしますので、28年度から新たな計画を策定するにあたって当然これはもう議会の議決を得るべき基本構想として策定するべきだという判断のもと、今回条例を制定させていただくということでございます。ですから、審議会の委員さんにつきましては従来からの、当然これは法に基づく基本構想をつくる総合開発計画の審議会の委員さんいらっしゃいましたので、これは引き続きそのまま任命といたしますか、これは任期に伴って新たな任命等々を繰

り返して委員さんは現在でもいらっしゃるということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも基本的には町長は災害等、いわゆる保育所について基本的には認めるときには負担額の減額、これが3条で基本的には認められるという内容になっておるというふうに思いますが、1条でいう利用者負担額に関して必要な事項を定めるものとするというこの部分で、今まで規則で基本的には町のほうに、いわゆる国の基準額を通知して、それで町として減免等含めていわゆる保育料の算定ということでやってきたんじゃないかなというふうに思いますが、保育関係で前回、前々回ですか、かなり変わったんです、中身として。周防大島町の場合は幼保はありませんが、実際的には保育部分ということで、今度は新たに幼保も云々かんぬんというふうな部分がでますが、幼保部分の基本的考え方は新たには発生しないということではよろしいのかどうなのか、ちょっと確認しちょきたいというふうに思います。

それと、もう1つは年少扶養控除、これが数年前ですか、廃止されまして、実際的には親の保育料の負担がこのことによってふえとるという状況が近ごろ見られるんじゃないかということでちょっと危惧しております。それで、その言葉としては再算定ちゅう言葉が生きとってといたしますか、ありまして、一定程度再算定の対象で保育料をはじきよったと。ただ、最近はこれ消えてるんじゃないかと思うんですが、それについてわかれば、やっぱりここは大きいんです、再算定、年少扶養控除額がちょっと今はっきりとは覚えてないですが、結構大きいんです、保育料はじく場合に。じゃけそれはどうなっとるのか、ちょっと聞いときたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 大下福祉課長。

○福祉課長（大下 崇生君） まず、1点の幼稚園に対しての料金につきましては、町外の幼稚園等に広域入所した場合に保育料を決定するために国基準に対する町の保育料等を定めなければいけないとなっておりますので、その点については規則で定めることとしております。それと、年少扶養控除の算定につきましては、今回につきましては再算定は行わないこととして保育料決定することとしております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 年少扶養控除が落ちていわゆる当面の間は私は、記憶ですから記憶は定かじゃないわけですから、再算定の実施時期が当面あったんじゃないかというふうに思うんですが、それはいわゆる落ちた時点でずっと再算定せんこう保育料の決定をしてきたのかどう

なのかという点では、実践は行政の皆さんがするんでわかる範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 大下福祉課長。

○福祉課長（大下 崇生君） 再算定につきましては、平成26年度は再算定をして行っておりますが、今度27年度の4月からにつきましては現行の各階層の所得の基準が所得税から市町村民税にかかわることから、4月から以降につきましては再算定については行わないこととして考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも、次も一応委員会付託というふうに考えて、主な部分については委員会で行います。その中で1つ気にかかるのが、今年度国保の改定、国の基準改定において、国の改定において、実は施設から在宅へいう流れをつくりだすこと、そしてまたもう1つは待遇改善については引き上げるが施設については引き下げる、こういう改定、そしてまた特別養護老人ホームに入所する介護度の関係で当面の間はあるが実は変更が起こるという部分が、町長、後から何かあったら答弁お願いします、というのがアバウトな介護保険の改正部分ではないかというふうに私は見ております。こういう改正部分がもし行政化、町長含めて今回の改正、国の改正について、いいえ、そうじゃないんじゃちゅうんがあったら答弁してもらうて結構です。ほいで私が思うのは、その延長線の条例設置が今回の23号及び24号部分じゃないかなというふうに思われますが、町長及び所管課の答弁を聞いときたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 近藤介護保険課長。

○介護保険課長（近藤 晃君） 23号、24号についてということでございますが、今回この2つの条例制定の部分については分権改革の第三次一括法に基づく介護保険法の改正でございます。介護保険、次に出てきますけれども介護保険条例の改正については医療介護総合確保推進法に基づきます平成26年度に行われた介護保険法の改正に基づくものだとということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第25号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 経過措置で現教育長につきましては従来の例ということであり、ますけれども、新教育長については任期は何年になりますか。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 新しい新教育長の任期については行政報告の中にもあったとおり3年となっております。

○議長（久保 雅己君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 26号についてであります。1つは全国的な課題として行政庁がいわゆる教育環境及び教育内容についてかなり、いわゆる介入するようになるんじゃないかというのが危惧として発生しております。その辺をどういうふうには私は独立性を保つのかという部分がないと実際的には行政庁の権限が、まあ、周防大島町の場合はそんなに介入しないと言えば終わりですが、実際的には例えば大阪市を見るまでもなくかなりの教育権の介入がありよというのも実態なんです。その歯どめとして町長はずっとやられるかもわかりませんし、それはあれですけど、どういうふうには歯どめをする、一定のルールをつくっちゃかんと教育権の介入がちょっと強まりすぎるんじゃないかという危惧はあるんで、基本的考え方だけ聞いちゃきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 行政報告の中にも触れていただきましたが、新しい教育委員会の制度の中で教育委員会は従来と同じく執行機関として残った形になっております。従って町長も執行機関でありますし、教育委員会も執行機関ということになりますので、従来のその独立性が担保されるという国からの説明になっております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町学校教育施設整備基金条例の制定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも1点だけ聞いちゃきますが、この基金をつくって、いわゆる財源についてはあくまで学校施設のいわゆる屋上等、屋根等使って入ってくる金を財源にするよと、それ以外については考えてないよと、平たく言えば実際的には学校施設整備に使うだけよというのが条例の趣旨だというふうに思っておりますが、その関係でよろしいかこれを確認だけしちよきます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今回の基金の設置につきましては、具体的には日良居中学校の校舎と体育館についてですけれども、補助金に相当する額、実際の計算方法については太陽光発電の屋根貸しの平米単価に貸出面積を掛けて20年間の事業を実施しますので、それに対する補助率を算定するようになっております。これについて20年間の金額を一括して積み立てると、そのことの用途ですけれども、取り崩す用途は現に活用されておる教育関係施設、義務教育施設について改修をする場合に取り崩していいですよ。つまり、本来は国の補助金をもらってそれを整備するところを一部この補助金の積立額、納付金を積み立てるわけですが、その金額によってその事業を実施しなさいとそういう意味であります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第21号から議案第27号までの7議案をお手元に配付してある議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第27号までの7議案をお手元に配付してある議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第28号

○議長（久保 雅己君） 日程第26、議案第28号周防大島町保育の実施に関する条例の廃止についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第28号周防大島町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、補足説明をいたします。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法が改正され、これまで保育については市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について実施することとなっていました。改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について、実施することとなりました。これに伴い、児童が保育に欠ける事由について定める周防大島町保育の実施に関する条例については廃止するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第28号周防大島町保育の実施に関する条例の廃止について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第29号

日程第28. 議案第30号

日程第29. 議案第31号

日程第30. 議案第32号

日程第31. 議案第33号

日程第32. 議案第34号

日程第33. 議案第35号

日程第34. 議案第36号

日程第35. 議案第37号

日程第36. 議案第38号

日程第37. 議案第39号

○議長（久保 雅己君） 日程第27、議案第29号周防大島町行政手続条例の一部改正についてから日程第37、議案第39号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第29号から議案第39号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第29号周防大島町行政手続条例の一部改正についてであります。行政指導に関する規定を中心とした法律の一部改正に伴い、行政手続法の一部を改正する法律が、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されることになりました。

行政手続法第3条第3項の規定では、同法第2章から第6章の規定は、「町の機関が行う処分や行政指導には適用しない」とされており、町が同様の処分を行う場合は、本条例により施行するため、行政手続法に新たに設けられた規定を参考に、より一層適正な行政手続制度の構築を図るために改正を行うものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第2条から第28条に該当する「名あて人」、「あて」が平仮名ございますが、「名あて人」につきましては、行政手続法の規定において、「名宛人」と全て漢字で表記するように改められていることから、本条例におきましても、適正な用語整備を行うものでございます。

第33条第2項は、町の機関が行政指導をする際に、その相手に対して当該権限の根拠となる法令の条項や権限の行使が、どの条項に規定される要件に適合するかという理由を示さなければならないと規定したものでございます。

第34条の2では、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であり、その根拠や要件が法律に規定されているものについては、相手方からの申し出により、行政指導した町の機関は調査を行い、この行政指導がその要件を定めた法律等に適合しないと認めるときは、行政指導の中止など、必要な措置をとらなければならないと規定したものでございます。

第34条の3では、法令に違反する事実がある場合において、是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思う場合は、その処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関にその旨を申し出て、処分または行政指導をするように求めることができるものとしており、この申し出により、行政庁または町の機関は必要な調査を行い、必要があると認めるときは、処分または行政指導をしなければならないと規定したものでございま

す。

次に、議案第30号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。初めに、次世代育成支援協議会委員の削除について御説明いたします。

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、これまで義務策定であった市町村の次世代育成行動計画は任意策定となりました。そこで、子育て支援施策の方向性や目的を総合的に定める観点から、現在策定中の平成27年度から平成31年度までの計画である、子ども・子育て支援事業計画に、現在実施中の次世代育成支援行動計画、これは、後期計画でございますが、これを引き継ぎ、一体的に推進していくことといたしました。今後は、周防大島町子ども・子育て会議において計画の推進状況の点検等を行っていくこととなるため、周防大島町次世代育成支援対策協議会を廃止し、非常勤職員の職名を削除しようとするものであります。

次に、在宅医療協議会委員を加えることについて御説明いたします。

このたびの改正は、平成26年度の介護保険法の改正に伴い、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の充実、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備の実施等が、地域支援事業の包括的支援事業の充実として規定されたことに伴い、周防大島町報酬及び費用弁償条例の「別表第1」に、「在宅医療協議会委員」を加え、月額報酬として、それぞれ5,000円を支給しようとするものでございます。

なお、在宅医療協議会と地域ケア会議は、平成26年度において先行実施しているところですが、在宅医療協議会につきましては、医師会等の希望により、平成26年度は無報酬で既に2回実施しております。

次に、主任相談支援員について御説明いたします。

平成27年4月1日から、「生活困窮者自立支援法」が施行されることにより、福祉事務所を設置する自治体は、「生活困窮者自立相談支援事業」を実施することが義務づけられました。本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。

については、本事業における相談業務全般のマネジメントを行うために、主任相談支援員を設置し、非常勤職員の職名に加えようとするものでございます。主任相談支援員は、出務日数を月12日とし、報酬を月額9万5,000円とするものでございます。

続いて、議案第31号周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることになりました。

現行の教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員として、特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を有するものですが、法律改正後の教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、本条例に教育長を加えた改正を行うものでございます。

続いて、議案第32号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

人事院は、昨年8月7日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与等の改定について勧告を行い、政府はこれを受け、人事院勧告どおり平成26年度の給与改定を行うとともに、地域間・世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から給与制度の総合的な見直しを実施することを10月7日に閣議決定し、一般職員の給与に関する法律案等を国会に提出いたしました。同法案は、前回の定例議会でお知らせしたとおり、昨年の11月4日に衆議院を、11月12日には参議院をそれぞれ可決成立いたしております。

昨年は、官民給与の較差を踏まえ、給料月額において、平均0.3%の引き上げ改定や、期末勤勉手当についても、民間の支給状況を反映して、支給月数の引き上げを行い、御議決を賜ったところでございますが、本議会におきましては、給与制度の総合的な見直しを行うものでございます。

人事院勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の較差拡大が生じるばかりでなく、結果として、官民を通じた地域間格差が拡大することとなりかねない、また、総務副大臣は、「人事委員会を置いていない市や町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な対応を行うこと」という考えを示し、県人事委員会も、単純な国準拠ではなく、今後も精確な県内地域の公民較差に基づく勧告を行うとしており、このようなことを踏まえ、今回の改正は、山口県の人事委員会の勧告に基づいた給料表の改正を行うものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

まず第1条の、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第3条第2項第2号につきましては、給料表の名称を県に合わせ、「医療職給料表(4)」から、「医療職給料表(3)」に改正するものでございます。

第10条の3第2項の改正につきましては、単身赴任手当の改正であり、現行の月額「2万3,000円」を「3万円」に、交通距離の区分に応じて加算される額を現行の「4万5,000円」から「7万円」に改正するものでございます。

第16条の2の改正につきましては、現行では、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日や祝日または年末年始の休日に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するとしておりますが、週休日や祝日または年末年始の休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合にも支給すると改正するものでございます。

第18条第2項中の勤勉手当につきましては、支給割合を100分の7.5引き下げ、現行の「100分の82.5」から「100分の75」に改正し、再任用職員につきましても、支給割合を100分の2.5引き下げ、現行の「100分の37.5」から「100分の35」に改正するものでございます。この改正で、6月期、12月期を合計した年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ、「100分の150」及び「100分の70」であります。

第21条の4につきましては、再任用職員につきまして、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給を適用除外としておりましたが、単身赴任手当につきましては、支給すると改正するものでございます。別表は、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ山口県の人事委員会の勧告に基づいて、給料表の改正を行うものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。山口県人事委員会の勧告に基づく給料表により、船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

第3条及び第4条は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の6月期の期末手当の支給割合を100分の7.5引き上げ、現行の「100分の140」から「100分の147.5」に、12月期の期末手当の支給割合を100分の7.5引き下げ、現行の「100分の170」から「100分の162.5」に改正するものでございます。この改正で、6月期、12月期を合計した年間の期末手当の支給割合は、100分の310であり、年間の勤勉手当の支給割合は、現行と変わりはありません。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約26万7,000円の減額となる見込みでございます。この内訳でございますが、再任用職員を含めた一般職職員261人、船舶職職員4人です。

続いて、議案第33号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、町国保財政の健全化を図り、安定的な保険運営を行うため、国保税の増額に向け、保険税率の改定を行おうとするものであります。

主な改正理由といたしましては、第一に、町国保財政の状況につきまして、平成22年度から引き続き、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れにより、最終的に収支の均衡を保ち続けていることから、このような状況がさらに長引けば、安定的な保険運営はおろか、制度の維持、存続

すら困難となる恐れがあるため、このたび抜本的な見直しを行い、その改善を図るものであります。

なお、この間において、平成22年度に国保会計基金のほぼ全額に当たる1億3,000万円を取り崩し、翌23年度におきましては、22年度の調定ベースで5,000万円の増額をめどとした税率改正等を行ってまいりましたが、人口の減少に伴い、被保険者数が年々減少する一方、1人当たり医療費の額は年々ふえつづけており、この医療費の増嵩が、国保財政悪化の主たる要因の一つとなっているところでございます。

医療費の増嵩につきましては、高度医療の進展等が大きく影響しているものと考えられますが、平成20年度の1人当たり医療費の額は、36万1,926円であったところ、平成22年度には40万円台に到達し、平成25年度には44万6,637円、そして、平成26年度につきましては、おおむね47万円程度になるものと推測され、平成20年度からの6年間で約1.3倍に増加しております。

次に、第二の理由でございますが、国の動向といたしまして、昨今、都道府県単位による国保運営の広域化を平成30年度からとする医療制度改革方針（案）が決定され、このことに伴いまして、県内において、保険税の平準化が進むものと予測されることから、本町の医療給付水準に即した保険税率の実現に向け、早期に調整を図る必要が生じたものであります。

県単位化後の財政運営に当たっては、県が医療費の見込みを立て、市町ごとの分賦金の額を決定し、分賦金の額には、市町ごとの医療費水準及び所得水準を反映するとされています。本町ではこれまで、高齢化の進行や低所得者層が多いことへの配慮等から、保険税の引き上げについて、慎重な対応をしてきたところでありますが、平成25年度の1人当たり保険税調定額につきましては、県内市町平均9万9,220円のところ、本町国保は7万7,625円となっており、県下19市町中18位となっているところでございます。

また、これに対して、平成25年度の1人当たり医療費については、県内市町平均39万7,230円のところ、本町国保は44万6,637円で、県下19市町中3位と県内でも上位に位置し、負担と給付の極めてアンバランスな状態が看守されます。

こうした状況に加え、国において、今後の医療保険制度について、将来的には「地域保険としての一元的運用」という方向性も示されているところ、より一層の財政基盤の強化と負担の公平化を図り、来るべき広域化へ向けて、実態により即した税率改正が必要と考えた次第であります。

税率の改正につきましては、平成26年度一般会計繰入額に係る当初予算ベースで対前年8,400万円の増額をめどとしまして、相互扶助の精神に則し、全ての所得階層におけるバランス重視の公平公正な税負担調整を行い、応能45、応益55の比率を堅持した最適税率としまして、改正案のとおり調整をいたしているところであります。

本案の提出に当たりまして、去る1月28日に開催されました周防大島町国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問を行い、賛成の旨の答申をいただいておりますことを、まず、御報告させていただきます。

それでは、改正条文の説明に入ります。議案つづりの79ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

第3条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額につきましては、国保税の課税額のうち基礎課税額に係る所得割を算定する場合の税率であります。現在、基礎控除後の総所得金額等に「100分の6.2」を乗じて算定するとあるのを「100分の8.9」に改正するものであります。

第5条の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額であります。現在、被保険者1人について、「2万600円」とあるのを「2万7,400円」に改正しようとするものであります。

第5条の2の国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額であります。第1号の特定世帯以外の世帯について、現在、1世帯「2万100円」とあるのを「2万5,800円」に、同条第2号の特定世帯について、1世帯「1万500円」とあるのを「1万2,900円」に、同条第3号の特定継続世帯について、1世帯「1万5,075円」とあるのを「1万9,350円」に改正しようとするものであります。

第6条の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額であります。現在、基礎控除後の総所得金額等に「100分の3.0」を乗じて算定するとあるのを「100分の3.1」に改正するものであります。

第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額であります。現在、基礎控除後の総所得金額等に「100分の2.4」を乗じて算定するとあるのを「100分の2.9」に改正するものであります。

第9条の2の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額であります。現在、被保険者1人について「8,000円」とあるのを「9,300円」に改正するものであります。

第23条の国民健康保険税の減額であります。このたびの国保税条例を改正することに伴い、国保税の減額後の課税限度額、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合において、基礎課税額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金課税額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額について規定したものでございます。

第1号が7割軽減割合、第2号が5割軽減割合、第3号が2割軽減割合となっており、被保険者均等割額及び世帯別平等割額につきましては、それぞれ新旧対照表のとおり改正するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、適用区分につきましては、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるといたしております。

続いて、議案第34号周防大島町ふるさと創生基金条例の一部改正についてであります。

ふるさと創生基金は、平成元年に国から交付された「ふるさと創生交付金」を積み立てて、独自の個性豊かな地域づくりに資する事業に充てることを目的として創設され、その後も同様の目的のため、任意的に積み立てながら、その運用を行ってまいりました。

平成16年10月に、4町の合併とともに、「周防大島町ふるさと創生基金」として、現在に至っているところであります。

このたび、国は地方の人口減少が地域経済の縮小を招き、人材流入が続いた大都市の衰退にもつながるとの危機感から、人口減少の克服と地方の創生に一体的に取り組む地域に対して、財政的のみならず、さまざまな支援を行うことといたしました。

本議案は、これまで積み立ててきた基金を、国の「まち・ひと・しごと創生戦略」に沿った地方の創生に全力を挙げて取り組むための原資として活用できるよう、基金名称を改めるとともに、現行の基金条例を新たな地方創生事業の展開に即した内容に改正しようとするものであり、本町の「地方創生」に対する本気度をあらわすため、本町が独自に取り組むものであります。

内容につきましては、題名を「周防大島町まち・ひと・しごと創生基金条例」に改め、第1条において、「まち・ひと・しごとの一体的な創生を図る事業」に係る経費に基金を充当することとし、第5条において、「まち・ひと・しごとの一体的な創生を図る事業」について、個々に表記するものであります。

また、附則において、施行期日を平成27年4月1日とし、これまでに積み立てられた基金は新たな基金に属するものとする経過措置を設けております。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。15時40分まで。

午後3時31分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第35号周防大島町介護保険条例の一部改正について説明いたします。

今回の改正は、平成26年度の介護保険法の改正に伴い、平成27年度から平成29年度まで

の第1号被保険者保険料率の多段階化及び要支援1、2の介護予防訪問型サービスと通所型サービスを介護予防給付から地域支援事業とする新しい介護予防・日常生活総合事業の実施、また、地域支援事業の包括的支援事業の充実のための地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の充実、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備の実施の経過措置等について、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの介護保険料の改正は、平成26年度末で、町の介護給付費準備基金残高が7,250万円程度見込まれること、また、介護報酬が平成27年度から、2.27%引き下げられること等を総合的に勘案し、基準額を月額「5,250円」から、「5,500円」に改定するもので、率にして4.8%の増としております。

それでは、89ページの新旧対照表及び別表の第5期と第6期の介護保険料比較の資料に基づいて御説明いたします。

第4条は、保険料率について規定したものであります。現行の「平成24年度から平成26年度まで」とあるものを、「平成27年度から平成29年度まで」と改正するものであります。

「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に改正するとあるのは、本町の第5期における保険料の算定が国の標準が「6段階」であるのを「7段階」として定め、また、所得基準の特例を定めていたため、介護保険法施行令第39条に規定する特例の基準により保険料を算定していたものを、このたびの第6期は、令第38条に規定する国の標準9段階で保険料を算定することとしたため、所要の改正を行うものであります。

第4条第1項第1号から第9号までの各号では、それぞれの所得段階に応じた保険料の額を定めております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、介護保険施行令の改正で、標準「6段階」を「9段階」としたこと、また、平成24年の介護保険条例の改正で、特例を採用したため、このたびの改正文と実際の対比する保険料の額は異なりますので、別紙により、確認をお願いいたします。

第1号は、保険料区分の第1段階として、生活保護、世帯全員が老齢福祉年金受給者、また、世帯全員が町民税非課税で本人の年金収入等80万円以下の方について定めたものでございます。

現行の「3万1,500円」を「3万3,000円」に改正するもので、基準額の6万6,000円に0.5を乗じたものになります。

それでは、別紙を見ていただきたいと思います。このたびの改正で、旧第2段階も新第1段階に含まれることとなり、また、第2項の改正規定で、新第1段階の保険料は、平成27年度と平成28年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を「0.5」から「0.45」とすることとし、2万9,700円とするものであります。

第2号は、第2段階として世帯全員が非課税で、本人の年金収入等が80万円を超え120万

円以下の方について定めたもので、改正規定は、「3万7,800円」を「4万9,500円」に改正するとなっておりますが、平成24年の介護保険条例改正の附則で特例3段階が規定されており、実際は「4万4,100円」を「4万9,500円」に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

第3号は、第3段階として世帯全員が非課税で、本人の年金収入が120万円を超える方について定めたもので、「4万7,250円」を「4万9,500円」に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

なお、第2段階と第3段階の保険料額・率が同じ額となっているのは、平成26年度に施行された医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正で、平成27年4月から、消費税による公費を投入して、低所得者（新第1段階から第3段階までの町民税非課税世帯であります）低所得者の保険料の軽減を行う仕組みを設けることとしていたところを、消費税10%の引き上げが平成29年4月まで延期されたことに伴い、新第1段階のみとされ、新第2段階と第3段階は、平成29年4月から完全実施されることになったためであります。

また、国の通知により、平成29年4月から完全実施するため、政令の外枠での自治体独自の保険料の補填は認めないとされたことにより、同額となるものであります。

第4号は、第4段階として町民税本人非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方（世帯に課税者あり）の場合について定めたもので、改正規定は、「6万3,000円」を「5万9,400円」に改正するとなっておりますが、第2号と同様に平成24年の介護保険条例改正の附則で特例4段階が規定されており、実際は「5万3,550円」を「5万9,400円」に改正するもので、基準額に対する割合は0.9となります。

第5号は、第5段階として本人が非課税者で、本人の年金収入等が80万円を超える方（世帯に課税者あり）の場合について定めたもので、改正規定は、「6万9,300円」を「6万6,000円」に改正することとなっておりますが、実際は「6万3,000円」を「6万6,000円」に改正するもので、基準額に対する割合は1.00で、月額5,500円となり、この額が基準額であります。

第6号は、第6段階として本人町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方について定めたもので、改正規定は、「7万8,750円」を「7万9,200円」に改正することとなっておりますが、実際は「6万9,300円」を「7万9,200円」に改正するもので、基準額に対する割合は1.20であります。

第7号は、第7段階として町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方について定めたもので改正規定は、「9万4,500円」を「8万5,800円」に改正することとなっておりますが、実際は「7万8,750円」を「8万5,800円」に改正するもので、基

準額に対する割合は1.30であります。

第8号は、新たに第8段階を追加するもので、町民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方について定めたもので、保険料の額を9万9,000円とするもので、基準額に対する割合は1.50であります。

第9号は、新たに第9段階を追加するもので、町民税課税者で、合計所得金額が290万円以上の方について定めたもので、保険料の額を11万2,200円とし、基準額に対する割合は1.70であります。

第6条第3項の改正は、賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得・喪失等があった場合について、規定しております。

第3項では、介護保険制度においては、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者を境界層と呼んでおり、保険料の賦課期日後において、境界層となった人の保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までを、賦課期日時点での所得段階により月割で算定した額と、当該該当するに至った日の属する月から当該該当する所得段階により保険料を月割算定した額の合計額とすることを規定しております。

このたびの第6条第3項の改正は、介護保険施行令第38条の改正に伴い、所要の字句を改正したものであります。

附則に3項を加える規定につきましては、冒頭で御説明いたしましたが、第5項では、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を、第6項では、生活支援体制整備事業に関する経過措置を、第7項では、認知症総合支援事業に関する経過措置をそれぞれ規定しております。平成27年4月1日から町長が定める日までは行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとしております。

附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項で経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

なお、本条例の改正に際しましては、介護保険運営審議会及び高齢者保健福祉会議の承認を得ていることを申し添えさせていただきます。

続いて、議案第36号周防大島町漁具保全施設条例の一部改正についてであります。

平成26年度中の完成を目指しております志佐漁具保全倉庫が、平成27年度から供用開始するに当たりまして、周防大島町漁具保全施設条例の一部改正をお願いするものでございます。

第2条の表の改正でございますが、名称を、(17)志佐漁具保全倉庫、位置を、周防大島町

大字志佐字北塩田517番地7、室数を、8と加えるものでございます。

また、第8条関係の別表の名称に、(17)志佐漁具保全倉庫、金額を、1万6,200円と加えるものでございます。

附則は、施行期日の規定を、平成27年4月1日からの施行にしようとするものでございます。

なお、使用料につきましては、他の漁具保全倉庫と同様に、過疎債収支比率や1室当たりの面積比により算定をいたしております。

続いて、議案第37号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、新たに家賃の減免対象者の追加と、政策空き家となっている町営住宅を用途廃止しようとするものであります。

第16条は、家賃の減免または徴収猶予の対象者の要件について規定したのですが、既入居世帯で、離職に伴い収入の著しい減少が明らかになったとき、今回の改正で新たに減免の対象者とするため、「第4号」を「第5号」とし、「第3号」の次に「第4号」として「入居者または同居者が離職し収入が著しく減少したとき。」を追加するものであります。

次に、町営住宅の用途廃止について、別表は設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したのですが、政策空き家となっている町営住宅の中塚住宅1戸と真宮住宅1戸及び庄南住宅1戸を用途廃止しようとするものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅等の総管理戸数は、3戸減の686戸となります。

来年度当初予算案にも解体工事費を計上させていただいておりますが、当初予算案とあわせて御議決を賜りましたならば、順次、解体を予定しております。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

続いて、議案第38号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準」が改正されたことに伴い、周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正を行うものであります。

それでは、100ページの新旧対照表に基づいて御説明をいたします。

目次の第10章「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであります。

第18条は、指定認知症対応型通所介護の基本方針を定めていますが、その規定中「、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」の次に「生活機能の維持または向上を目指し」を加えるものでございます。

次に、同じく、指定認知症対応型通所介護の規定に事故発生時の対応が定められていなかった

ことから、このたび新たに第24条の2として、事故発生時の対応の規定を追加するものであります。

その内容は、第1項で、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとしております。

第2項では、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならないとしております。

第3項では、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとしております。

次に、第25条は準用規定でございますが、第12条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における事故発生時の対応を定めたものであり、先ほど御説明いたしました第24条の2で事故発生時の対応を規定したことから、第25条中「第12条」を「第11条」に改めるものであります。

次に、第28条は、指定小規模多機能型居宅介護の管理者を定めたものですが、その第1項の全てを改めるものであります。

その内容は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、もしくは、指定介護療養型医療施設等のいずれかが併設されている場合の施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業所、指定訪問介護事業所または指定訪問看護事業所の指定をあわせて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）もしくは、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、これは要支援の通所介護と訪問介護のことですが、（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除き）従事することができるものとするとしております。

第29条は、指定小規模多機能型居宅介護の代表者を定めたものですが、指定複合型サービス事業所という名称が残る規定が第64条第1項のみとなることから、「（第64条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）」に改めるとしております。

次に、第36条は、指定認知症対応型共同生活介護の管理者を定めたものですが、第1項中「指定複合型サービス事業所」の呼称を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めるものであります。

第38条は、指定認知症対応型共同生活介護の設備に関する基準を定めたものですが、第1項に「ただし書き」を加えるものであります。

その内容は、ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業者の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができるとするもので、現行では、1または2とされていたユニット数の標準を、新たな用地確保が困難等の理由がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化したもので、今回の改正で最も大きな改正となっております。

第43条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者を定めたものですが、第36条の改正と同様に「指定複合型サービス事業所」の呼称を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めるものであります。

次に、「第10章指定複合型サービス」を「第10章指定看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであります。

第61条では、指定複合型サービスの基本方針を定めたものですが、その規定中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改めるものであります。

以下、第64条の指定複合型サービス事業所のみ、その呼称を残し、第62条から第66条まで、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案第39号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正を行うものであります。

それでは、107ページの新旧対照表に基づいて御説明いたします。

第18条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者を定めたものですが、その第1項の全てを改めるものであります。

その内容は、先ほどの議案である地域密着型基準条例第28条の改正規定と同様に、指定介護予防小規模多機能居宅介護事業所の管理者は、同一敷地内に併設する事業所が行う介護予防・日常生活支援総合事業等に従事することができるとするものであります。

次に第24条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めたものですが、共同生活住居の法規定が、介護保険法第8条の2「第17項」が「第15項」に改正されたため、所要の改正を行うものであります。

第28条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の設備に関する基準を定めたものですが、先の議案である地域密着型基準条例第38条の改正規定と同様に、現行では、1または2とされていたユニット数の標準を、新たな用地確保が困難等の理由がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第29号から議案第39号までの補足説明とさせていただきます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は、議案ごとに行います。

暫時休憩します。

午後4時10分休憩

.....

午後4時10分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

議案第29号周防大島町行政手続条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的にはほとんど変わってないんじゃないかと思うんですけど、追加部分がかかなり出ておりますので、そのところは例えば行政指導の中止を求めるとか、それ以下34条関係ですが、これについても考え方を処分等を求めるまで、その考え方について、具体的にどういうことなのかというのが、文章上は非常にわかりにくいという部分があるんで、皆さん方わかる範囲で簡略に説明を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 条文で見れば非常に読みにくいんですけども、この行政手続法の

改正に伴いまして、現行、例えばですけど一定の情報を求める申し出等につきましては、行政庁と事業者とといいますか、雇用される方との直接の聴聞・弁明を行いまして、処分を行うという手続なんですけど、そこが今回の改正に伴いますと、必要と認める場合についてはそういった弁明の機会も与えますし、申し出人が是正のための処分を行政庁に求めることができると、そういった手続が一つ加わったというようなことで、こういった手続の明確化といいますか、国民の権利、利益の保護の充実のための手続が整備されたということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第31号周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第32号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第33号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） お尋ねいたします。

まず、被保険者にかかる所得割額の改正で、100分の6.2を100の8.9に所得割額を引き上げますと、2.7%の負担増になります。国においては消費税を5%から3%引き上げ8%になりましたが、国民生活におきましては今日大きな影響を与えております。国民所得は上がらない中で所得割額を2.7%も引き上げますと、国保世帯の皆さんには大変な負担増になります。国保税の引き上げの条例改正については、より慎重に改正すべきであると思います。再度、お考えをお伺いいたします。

次に均等割額1人当たり2万600円を2万7,400円に改正しますと、4人家族世帯では1人当たりの増額分6,800円上がって、2万7,200円の負担増となります。また、平等世帯割額では2万100円を2万5,800円に改正しますと、5,700円の負担増となります。

以下、軒並に引き上げでありますけども、このような大幅な国民健康保険での引き上げについては、国保世帯に大きな打撃を与えることとなります。今回の大幅な定率改正に至った理由、再度お伺いいたします。このたびの改正によりまして、増額を幾ら見込んでいるのか、お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの議案第33号の国民健康保険税条例の一部改正についての御質問でございますが、これは根本的な基本的な御質問でございましたので、私のほうからお答えしたいと思っておりますが、先ほどの副町長の補足説明を繰り返すようにもなりますが、まさに町の国保財政の状況につきましては、議員さんも当然御存じの状況だということはよくおわかりのことと思っております。

平成22年度から引き続き、赤字補填を目的とした一般会計の繰り入れによって、最終的に何とか収支均衡を保っているという状況であるということは、おわかりのことと思っております。そして、このような状況がずっと長続けば、まさに安定的な保険運用はおろか、まさにこの国保制度自体が維持存続できない状況になってくるのではないかというふうな恐れもあるということは、おわかりのことと思っております。このたびの抜本的な見直しを行うということは、その根本的な改善を図らなければならないということが一つと、そしてこれまでの状況を見てみますと、もう既に国保会計の基金のほぼ全額であります1億3,000万円は既に取り崩しておるという状況もございます。

そして、それぞれの税率改正を過去にも行ってまいりましたが、しかしながらその税率改正を行う以上に医療費のほう伸びておるという状況も、これまでも何度も説明してきたところでございます。そこでありまして、この医療費の増高に見合う保険、国保財政というものはきちんと守らなければならないということにもなります。

今の御質問は、ここに均等割りが幾ら幾ら上がる、所帯平等割りが幾ら幾ら上がる、所得割が何パーセント上がるということでございました。まさに、国保加入者にとってはこの税率改正は確かに負担がふえるわけでございますので、そのことは十分よく私たちもわかっているつもりでございます。

しかしながら、この国保の会計の状況を見ますと、いかにしてこの国保会計をきちんと守っていくかということが大変必要なことでございます。そしてもう一つ、先ほど副町長の説明にもありましたとおり、2018年、平成30年からは県下1つの国保になろうということが閣議決定もされたところでございます。いずれにいたしましても、そういうこととなりますと、今度は町だけで独自に決めるということではなくて、県下1つの国保の中で、そこに周防大島町が必要とする医療費、要するに給付費でございますが、その給付費に見合う、今度はその税はきちんと納

めていただくということになります。それらのことを考えまして、各町とも今、将来を見越した税率改正を行っているという状況でございます。

それで、この資料の中にもありますように、平生町、柳井市、田布施町、上関町の近隣の平成26年度の税率も出ておりますが、まさに平生町のを見ていただいたらおわかりのように、平生町がなぜここまで大幅な税率改正を行ったかというのは、まさに将来の県一を見越した取り組みだろうということございまして、他の市、町におきましても、今後こういう状況が起こってくるのではないかとこのように推測いたしております。周防大島町の場合は、今回のこの改定によりまして、8,400万円余りの統一予算での、税率改正の影響を見越しておるわけでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 先ほど、補正予算のときも質問させていただきましたけども、繰入金です。その他一般会計繰入金も入れて、最終的な見込みでは1,500万円ぐらい、不用額が出るというような試算になってると思いますので、補正額が今回8,000万円でしたか、いろいろやり方もあるんじゃないかと思うんです。いきなりここへぼんと持ってくるのではなくして、やっぱりそういうようなのをかましながら、医療費額の関係でやっぱり上がってくることはわかっておりますので、その辺をいきなりこれを、もう8月ごろには国保の納税通知書を送ったら、私も国保へ加入しておりますけれども、これは大きな反響を呼ぶのではないかなと思いますので、その辺の手法というものをやっぱり、いきなり何年かやっぱり据え置きちよったのかなって思うんですけども。その辺もあるかもわかりませんが、やはりいきなりっていうのは、国保世帯の皆さんは大変だと思います。

厚生とか共済関係は、収入に応じて何%とかいうような形で、当然事業所負担等もありますけども、国保の場合はもろにかかってきますので、病院にかかる方にとっては、それはありがたい保険でありますけども、健康な方もおられたり、いろんな方も、それはみな保険でありますのでそれは別として、やっぱりその辺のことも踏まえた改正をお願いしたかったかなと思っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 答弁はよろしいですか。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の補正予算で1,500万円ばかりの一般会計からのその他繰入金の減額があったんじゃないかという御質問でございますけども、先ほども御答弁させていただいたとおり、その1,500万円減額しても、なおかつ1億を超える任意の繰り出しを行っておる状況でございます。また、今回先ほど町長答弁しましたように、8,400万円、今回の税率改正では8,400万円の国保税の増額になっておりますが、仮にこれをやらなかった場合、

当初予算でまだ既にもう27年度当初予算で3,600万円ばかりの任意の繰り出しをする予算となっております。

ですから、これを仮にやらなかったら1億2,000万円の繰り出しをしなければ、国保会計の予算が組めないという状況でございます。そういったいろんなことを踏まえまして、また平成24年度に1度税率改正。これは課税方式を資産割を除いた3方式に変えたんですけど、そういった改正を行って、またこのたびの改正というようなことでございます。そういったいろんな経緯を踏まえてのこのたびの改正ということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、吉田議員が一定の数字的なものを言われました。それで、均等割、平等割、所得割にしても、それぞれ医療、支援、介護、こういうふうな部分を全て積み上げていったら1世帯当たり幾らになるのかと、これをきちっと見ちょかんにゃいけんというふうに思います。

その中で、先ほどから答弁されましたように、大体今回の引き上げで8,402万6,000円ということで、皆さん方の増額分という計算をしております。それで、一般会計から繰り入れを控えたら云々かんぬんという答弁もありました。実際的に今回、例えば新年度予算で見ていくのに、私は危惧する部分として、大幅引き上げをするときには歳入は小さく見積もり、歳出は大きく見積もる弱点があるということ、たびたび、合併前からずっと言ってきました。

今回、実際的に医療費、いわゆる基本となる医療費です。27年度、例えば26年度さっき出しましたよね、一定の数字を。27年度の数字をかなり大きく見て、医療費、そして保険給付費を大きく見ちょるんじゃないかという危惧があるんで、その点はどうなのか。医療費給付について、どういうふうな部分で見ておるのか、これが入りです。そして、あっ、入りじゃなしにごめんなさい、出です。

それで、入りの部分で、御承知のように今回いわゆる確かにその他部分で、繰入とりますが、対前年から見たらで、やっぱり4,000万円程度は引き下げとるとというのが、当初比較で実態なんです。それで、実際的に私はよく体力という言葉を使います。一般会計体力はどの程度あるのか。それで、実際的に繰入はどうあるのかということで、議論してきました。それで、46億円ですか。46億円あまりの財政調整基金の、いわゆる周防大島町で、果たして任意の繰入額が8,000万円程度なのかどうなのかという議論も、実はやっちょかんにゃいけんというふうに見ております。町長自身が、本当に今、国民健康保険会計に繰り出す、任意の繰り出し分です。合わせて3億円ちょっとですか。3億数千万円。ということで、本当に周防大島町の体力として国民健康保険会計への繰り出しが不可能なんかどうなのか、これが1点です。

そして2点目として、いわゆる国民健康保険会計の加入者、これは大体3割を超える、人数割

でも、世帯割で3割、そして人数割で4割近くいくんじゃないかと思います。そういうふうなことを、それ以外で後期高齢者ありますからね。そうすると、一つの定住促進の柱の一つとして捉えることが不可能なのかどうなのか。それが町長の考え方の中に私は必要じゃないか、今まで議論が必要じゃないかということ言うてきたわけですが、その点について町長はどうかということなんです。それが、あの2点、大きな柱として町長がどうなるのか。

さっき吉田議員が言われたように、国保世帯、中間所得層、所得割、4方式から3方式になって、中間世帯はかなり負担が重くなつちよります。これは実態です。資産割をなくして、所得割をふやしたわけですから、そのときに500万円の全体としての引き上げをしちよるわけですから、その24年度改正になりますか、しちよるわけですから、大体増額っていうても引き上げしちよるわけです。その前も引き上げしちよるわけです。合併してこれだけ高くなったら、本当に大変だというふうに国保会計、そして国民健康保険税の状況は考える気があるのかなのか、その辺について聞いときたいというふうに思います。

それと、いわゆる税務課のほうに聞いちょきたいんですが、私が推定しますと、大体均等割で3,750万円の増、平等割、これで3,600万円の増。そして、所得割の3.3%の増。単純に言うと1世帯当たりが4万5,000円、いわゆる平均でいきますから、4万5,000円。それで平等割、これが4万1,000円ぐらいになるんじゃないかというふうに考えられますが、その数字は25年度数字で出しておりますので、実態として、平均でどのくらいになるという推計をしちよるのか、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと包括的なお話でございましたので、私が答弁させていただきますが、まず、その財政調整基金から一般会計その他、任意の繰入金はできないのかという御質問でございます。当然、その財政調整基金がある程度ありますので、できないかと言われたらできないことはないと思うしかないとはいえませんが。しかしながら、その国保会計が赤字だから、財政調整基金を取り崩してから補填をしていくと言いだしたら、際限はないということになると思います。だから、財政調整基金を取り崩して、これを赤字補填をするということにはある程度慎重にならなければいけないというふうに思っておるところでございます。だから、可能か不可能かといえば、当然可能ではあるというふうに言わざるを得ないと思います。

それと、先ほど3方式になったので中間層がすごく負担がふえておるといってお話でございましたが、当然、その3方式になったことによって、プラスになった人とマイナスになった人は当然出ております。固定資産税のかかってない方にとっては、あまり影響なかったわけですが、あつた人にとっては被保険者側にプラスになったわけでございます。そういうことはあると思いますが、それはそれだから、税額全体が極端に高くなったというわけではないというふうに思ってお

ります。

もう一つ、保険税の削減について考えておるのかということであったと思いますが、当然、この国民健康保険会計、特別会計というものは、当然医療費の医療給付に対して保険を、当然保険税で徴収するというのが一番基本でございますので、保険税を削減しようとするれば、当然医療費を削減するというのが一番手っ取り早い話でございます、そこがまさに健康づくりだというふうに思っておるところでございます。御存じのように、その医療給付費がどんどん伸びておるちゅう状況は、毎月の広報でも広報し、そして皆さん方にもそのことをずっとお伝えしてるという状況でございます。いずれにいたしましても、医療給付費がどんどん伸びれば、いやが応でも保険税に頼らざるを得ないという状況であります。それを先ほど、話は戻りますが、財政調整基金で賄ったらどうかということでございますが、そのことについては、非常に根本的な解決には全くならないという状況になりますので、そのことについては慎重にいきたいと思っております。

それともう一つ、今回の税率改正によって、8,400万円ながしの保険税額が増額いたしますが、しかしながら、新年度のまだ予算が上程されておりませんが、まさに国保税の、国保特別会計を見ていただいたらわかりますように、今回でもその他一般繰入金、任意の繰入金が3,625万5,000円予算計上されております。言うなれば、このような国保税の税率改正をやった上で、なおかつまだ3,600万円は不足しておるということでございますので、今、先ほどの吉田議員さんの御質問にもありましたが、一遍に上げるのはどうかということがございましたが、しかしながら、今、総務部長が答弁したように、もし今回この税率改正がなければ、8,400万円と任意の新年度の繰り入れ3,600万円足したその額が、まさに一般会計の繰り入れになるということ、または赤字で繰り越すということになるわけでございますので、そのようなことをしておったんでは、国保の会計自体がこれから先もたないということでもありますので、ぜひともこの税率改正については御理解いただきたいというふうに思うわけでございます、そしてまた、この税率改正を将来これ以上しないというためにも、まさに医療費の削減、健康づくりというものを徹底的にやっつけていかなければならないというふうなことでありますので、議会の皆さん方にもぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） 先ほどの、このたびの国保税の改正にかかります平均値的な税額というふうな御質問でございます。このたびの改正のもとになる予算につきましては、昨年、平成26年度の当初予算、本算定時の数値をベースにいたしまして、算定をいたしております。そのシュミレーション値なんですけれども、1世帯当たりの平均税額、これが14万9,988円となっております。それから、1被保険者当たり9万3,901円というふうになっております。1世帯当たりの平均税額は14万9,988円、対前年2万1,875円の増ということとなって

おります。また、1被保険者あたりは1万4,809円の増ということとなっております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほど、私は1件、町長自身がいわゆる定住促進の柱の一つとして、国民健康保険会計を見、そして国民健康保険税をできるだけ抑えるという考え方に、定住促進の柱の一つとして考えられんのかということも、質疑をしておりますので、それは定住促進の一つとして考えてないというなら、どうぞそのように答弁してもらえばええし、定住促進のためには何でもするという考え方があるんで、（発言する者あり）いや質疑（発言する者あり）定住促進に大きく変わる（発言する者あり）

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のその税率改正につきましては、まさにその医療費の高騰がどんどん進むということに大きな要因があるわけがございます。先ほど副町長の補足説明にありますように、平成20年度の1人当たりの医療費の総額、それは36万1,000円だったんです。22年度には40万円台に到達し、25年には44万6,000円、26年につきましてはおむね47万円程度になるということでありまして、まさにそれは、要するに医療費がどんどん出ますと、当然療養給付費が出ていくわけですから、当然それに見合うほどの保険税を集めなければならないということになります。

それで、今の定住の問題ですが、まさにそれは定住対策として、国民健康保険税がよその半分ですよということになれば、それは住みやすいというふうな意味で定住が進むかもわかりません。しかしながら、永久的なものではないということは言うておかなければなりません。定住したら途端に倍になりましたということも可能性があるわけがございます。言うなれば、それだけであれば別に国保税だではなくて、いろいろなものが全てそういうふうになれば、それは住みやすい町だということになるんかもわかりませんが、しかしながら永久的なシステムとして制度設計ができなければ、それは一時的にここが今回8,000万円の穴が空いたから、一般会計は入れておこうと言っても、じゃあ来年はどうなのか、再来年はどうなのか、その次はどうなのかといったら、いずれにしましてもずっとそれも続けられるわけじゃありませんので、必ずやその税率改正につながってくると思います。そこで、少しずつ少しずつその赤字を次に送らないような方法を取らなければならないということで、これまでも税率改正については御理解いただいたというふうに思っているところがございますので、ぜひとも今回の税率改正につきましては、御議論いただきながら、ぜひとも御理解をいただきたいと思うわけがございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第34号周防大島町ふるさと創生基金条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第35号周防大島町介護保険条例の一部改正について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回も6次の出発に当たって、いわゆる今度の6次計画の全体を、早く言えばどういうふうに見るかということで、今回、いわゆる前回の反省に試みて、そうやって言ったら語弊があるかもわかりませんが、前回三十数%、県下で一、二の引き上げ率。これ私が言うんじゃないに、客観的事実と思うです。そして、今回はそれを踏まえて5%弱、5%あまり引き下げたということで確認しちよきたいと思いますが、5次計の中の引き上げ、5次計の中の介護保険料の引き上げと、そして6次計の今回の計画の引き上げ額、足して大体どのくらいになるのか、推計があったら報告を求めたいと、これが1点目です。

それと、今回、区分変更で24年、26年の動きと、27年、29年の6期で変わったのが、いわゆる9段階に変わりましたということであります。先ほど副町長のほうはかなり慎重に言ったつもりだろうというふうに思いますが、実は単純にやっぱり今回の表を見て、横滑りにいかない部分はあるなというのが、私の考え方です。この点でもし5期計の人数、いわゆる保険料の構成人員、例えば1段階が何人、2段階が何人。これはなかったらいいですが、今回の6期の段階別保険料、それぞれ人数、まず報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） まず5期の基準額は4,000円から5,250円で31%上がっております。それで平成23年の保険料が3億8,852万7,000円、平成24年度の保険料が5億680万9,000円で、差額が1億1,828万2,000円で、保険料が30.4%アップになっております。第6期ですが、基準額は5,250円から5,500円で、4.8%のアップです。平成26年の保険料5億483万1,000円、平成27年の保険料が5億1,724万1,000円で、1,241万円の2.5%アップになっております。

それと、第6期の各段階の人数ですが、第1段階が2,214人、第2段階が1,514人、第3段階が945人、第4段階が745人、第5段階が1,008人、第6段階が1,050人、第7段階が841人、第8段階が447人、第9段階が204人の8,968人となっております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） これ見てわかりますように、実際的には江の浦漁具倉庫です、これが1万800円。それで、これが建設年度等がわかれば、また面積等がわかれば、聞いときたい。また、今度志佐漁具倉庫、保全倉庫を使用料を設定するに当たって、地元の皆様方に投げかけはしちよるのかどうなのか。合わせて聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 志佐漁港の漁具保全施設でございますが、江ノ浦につきましては、延べ面積が208平米、室数が26、一部屋の面積が8平米、一部屋の使用料が1万800円、平米当たりが1,350円となっております。建築年度は平成11年でございます。

志佐の建築面積でございますが、延べ面積が120平米、一部屋が15平米になります。一部屋の使用料が、先ほど補足説明でありました1万6,200円としております。平米当たりの、1平米が使用料1,080円になります。地元につきましては大島町漁協の組合を通して調整しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

議案第37号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第38号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第39号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町行政手続条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第33号国民健康保険税改正案件について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

1つは、ずっと言ってきたのは、単年度で例えばその他繰入金、一般会計からの繰入金任意

分ですが、それが派生した分についてはその会計に入れておきなさいと。でないと、一気に大幅な引き上げにつながるということを言うてきました。これが1つです。

それともう一つ、いわゆる決算時期にその会計、国保会計にそのまま置かないこう一般会計に戻すというやり方は、結果的には大幅な引き上げにつながる。これ私はずっと言うてきました。そういう中で、実際的に考えてみてほしいのは国保会計の加入者の構成です。例えばいろんな会計、制度の中ではありますが、国保会計加入者は少なくとも年金加入者、そして仕事がなくなってああ困った、他の会計に入れない、こういう方が大きく加入する皆保険制度の大きな柱なんです。ですから、私は常に国保会計については町長のほうに、とにかく引き上げを最大限とどまるようにという立場で、ずっと討論してきました。

それで、実際的に今回の引き上げについて考えてみますと、これ私の少なくとも推計ですが、均等割が医療、支援、介護全て合わせて3万7,500円から4万5,600円、そして平等割、これも全て合わせて3万6,000円から4万1,700円。そして11.60の所得割が14.90。これはちょっと出せてないんですが、全体として加入者負担が8,402万6,000円ふえるわけです。それじゃあ、周防大島町のほうはどうかといえば、その他繰入金は今年度引き下げております。任意の繰り入れ約4,000万円。これは私が調べた数字ですから、ほかの議員さん方でそうじゃないんじゃないというのがあったら、言うていただきたいというふうに思います。

今、議員を含めて国民健康保険税のいわゆる加入者ほとんどだというふうに思います。さっきも言いましたけど、所得割率が上がったことによって、かなり負担増が各議員にも大きくかぶさっておるし、そしてまた加入者のほうにもわずかばかりの年金の中から大きくかぶさっておる。これが国民健康保険会計の特徴であり、実際的な税の特徴なんです。だからこそ、私は引き上げのときには少なくとも新年度会計、あした議論がありますが、新年度会計をしっかり見てから討論せんにゃいけん。あえてまた再び、討論せんにゃいけんというふうに思うております。

皆さん方の周りに、本当に国保の国民健康保険税が高うて困るいう人々がおれば、ぜひとも今回の大幅引き上げ、これには反対していただきたいと。このことを訴えて、今回の改定には反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第34号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号周防大島町ふるさと創生基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第35号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第36号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号周防大島町漁具保全施設条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第37号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。

○議長（久保 雅己君） 本日はこれをもちまして、延会します。

次の本会議は3月5日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。お疲れでした。

午後4時59分延会
